

第 3 期伊勢市環境基本計画の改定について

1. 計画改定の目的

第 3 期伊勢市環境基本計画（令和 2 年 3 月策定、令和 5 年 3 月一部改定）は、伊勢市地球温暖化防止実行計画を内包し、令和 2 年度から令和 11 年度までを計画期間としており、令和 6 年度に中間見直しを行うこととしています。

国の動向としては、猛暑日の増加など気候変動による影響が深刻化する中で、気候変動適応法を改正し、熱中症対策などの適応策の推進が重要と位置づけています。その他にも、温室効果ガス排出削減に向けた地球温暖化対策の推進、プラスチック資源循環法の施行による分別・再資源化の促進、生物多様性国家戦略 2023-2030 で示されたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組、第六次環境基本計画に関連する取組など、より一層の環境施策の推進が求められています。

今回の改定においては、伊勢市気候変動適応計画を新たに策定し、本計画に内包することとします。また、現行計画における取組の成果や課題、市民・事業者の意向を考慮し、市の上位計画や関連計画との整合性を図り、国内外の環境を取り巻く情勢に対応した計画とします。

2. 計画改定の経過

令和 5 年度に市民・事業者等へアンケートを実施し、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて伊勢市環境審議会による審議を経て、素案を作成しました。

《市民・事業者等アンケートの実施》

令和 5 年 8 月 ～令和 6 年 2 月	市民・事業者・大学生へのアンケート調査
---------------------------	---------------------

《伊勢市環境審議会の開催状況》

令和 5 年 7 月 14 日	諮問、計画の中間見直しの進め方・方向性について、市民等のアンケート調査について
令和 6 年 3 月 15 日	市民等のアンケート調査の結果について、伊勢市の温室効果ガス排出量等の現状と将来推計について
令和 6 年 6 月 6 日	計画の中間年における総括
令和 6 年 7 月 31 日	計画改定に係る骨子案について
令和 6 年 9 月 19 日	計画の改定案について
令和 6 年 10 月 17 日	計画の改定案について

3. 主な改定内容（詳細は別紙参照）

- ①基本目標ごとに目標指標を追加
- ②市の施策内容、市民・事業者に期待する役割を一部修正
- ③伊勢市地球温暖化防止実行計画の更新
- ④伊勢市気候変動適応計画を新たに追加

4. 計画概要

第1章	計画の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none">・国際的な動向、国・県・市の最新の動向を整理・これまでの取組、市民・事業者等アンケートから課題を整理
第2章	めざす環境像及び基本目標 <ul style="list-style-type: none">・めざす環境像、基本方針、基本目標を記載
第3章	施策の展開 <ul style="list-style-type: none">・5つの基本目標ごとに、めざすまちの姿、市の施策の方向性、目標指標、市の施策内容、市民・事業者の役割等を記載
第4章	伊勢市地球温暖化防止実行計画 <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として、事務事業編・区域施策編を内包
第5章	伊勢市気候変動適応計画 <ul style="list-style-type: none">・気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として、伊勢市気候変動適応計画を内包
第6章	計画の推進管理

5. パブリックコメントの実施

(1) 実施予定期間

令和6年12月10日(火)～令和7年1月10日(金)

(2) 予定縦覧場所 20箇所

伊勢市役所（本館1階、2階総務課、2階環境課）、各総合支所生活福祉課、各支所、伊勢図書館、小俣図書館、生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター、いせ市民活動センター

6. 今後の予定

令和6年12月10日～令和7年1月10日 パブリックコメントの実施

令和7年1月 伊勢市環境審議会開催

令和7年2月 教育民生委員協議会報告

令和7年3月 計画改定及び公表

別紙 主な改定内容

① 基本目標ごとに目標指標を追加

基本目標	目標指標	現状値	目標値
基本目標1 脱炭素で地球にやさしい社会の構築 (p21)	市域における温室効果ガス排出量	818 千 t-CO ₂	641 千 t-CO ₂
	市の事業の実施に伴う温室効果ガス排出量	14,027t-CO ₂	8,114t-CO ₂
	太陽光発電設置件数	5,773 件	7,300 件
	市域の家庭・小規模事業所等における電力使用量	289,882MWh	172,799MWh
	事業所脱炭素化支援補助金の利用件数 (累計)	10 件	100 件
	レンタサイクル等貸出数	5,043 台	5,900 台
	路線バスの利用者数	2,782,500 人	4,580,000 人
	コミュニティバスの利用者数	68,775 人	92,700 人
	長寿命化に着手したポンプ場数 (累計)	25 機場	32 機場
基本目標2 資源を大切にする循環型社会の構築 (p29)	市民一人あたりの 1 日の可燃ごみ排出量	535g/人日	515g/人日
	資源化率	21.9%	26.8%
基本目標3 豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成 (p35)	河川水質の環境基準達成率	100%	100%
	汚水処理人口普及率	87.4%	89.9%
	森林経営の意向調査を実施した面積 (累計)	601ha	2,391ha
	森林の間伐率	36.7%	40.2%
	遊休農地の割合	2.7%	2.1%
	市内産農産物のブランド化に向けた取組への支援数 (累計)	19 件	23 件
	有害鳥獣の被害額	16,646 千円	11,876 千円
基本目標4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成 (p43)	空家等の除却・管理済等件数 (累計)	1,829 件	2,429 件
	水源の水質事故件数	0 件	0 件
	地場産物の食育体験教室を実施する学校の数 (累計)	11 校	75 校
基本目標5 環境保全に取り組むための基盤づくり (p49)	市が主催または事業所や大学等と連携して学校・幼稚園・保育所・こども園で実施した環境教育の実施回数	56 回	90 回
	環境教育における事業者との連携協定数	5 社	10 社
	ボランティア清掃ごみ袋の配布数	715 枚	1,300 枚

② 市の施策内容、市民・事業者に期待する役割を一部修正（p20～53）

現行計画における取組の成果や課題、市民・事業者の意向、上位計画や関連計画との整合、国内外の環境を取り巻く情勢等を踏まえ、市・市民・事業者の取組を一部修正。

<主な修正点>

- ・基本目標1：未利用の再エネ導入検討、クーリングシェルターの設定、農林水産業の気候変動適応推進を追加。
- ・基本目標2：プラスチックごみ等の資源化、再生利用品の使用促進、災害廃棄物等の処理体制整備を追加。
- ・基本目標3：生物の生息場所や生態系ネットワークの保全、自然共生サイトへの登録推進、里地里山等の活用と社会課題の解決を追加。

③ 伊勢市地球温暖化防止実行計画の更新（p54～69）

市域における温室効果ガス排出量の将来推計から対策による削減量を試算し、削減目標を46%削減から48%削減へ上方修正。

④ 伊勢市気候変動適応計画を新たに追加（p70～87）

県内・市内の気温、海水温、降水量、生物季節の現状とともに、本市で取り組む適応策として、「農業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」ごとに、これまでの影響と将来予測される影響、県の適応策、市の適応策を整理した計画を策定。

教育民生委員協議会資料 1 - 2
令和 6 年 11 月 19 日
担当：環境生活部 環境課

第3期

伊勢市環境基本計画

改定版（案）

伊勢市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
(1) 計画改定の背景	1
(2) 計画改定の考え方	1
(3) 国内外の動向と伊勢市のこれまでの取組	2
(4) 計画の位置づけ	9
(5) 計画の期間	10
(6) 計画の対象範囲	10
(7) 計画の対象区域	10
第2章 めざす環境像及び基本目標.....	11
(1) めざす環境像	11
(2) めざす環境像の実現のための基本方針	12
(3) 基本目標	13
第3章 施策の展開.....	15
(1) 施策の体系	15
(2) 施策の推進	20
第4章 伊勢市地球温暖化防止実行計画.....	54
(1) 事務事業編・区域施策編に共通する基本事項	54
(2) 事務事業編	57
(3) 区域施策編	60
第5章 伊勢市気候変動適応計画.....	70
(1) 基本事項	70
(2) 三重県の気候の変化	73
(3) 気候変動の影響と主な適応策	77
第6章 計画の推進管理.....	88
(1) 計画の進行管理体制	88
(2) 進行管理の手法	89

— コラム 目次 —

① 「環境文化」とは.....	11
② SDGs のゴール（目標）.....	16
③ 「コベネフィット」とは.....	17
④ 「ウェルビーイング／高い生活の質」とは.....	17
⑤ 暑さ指数（WBGT）を活用した熱中症予防対策.....	24
⑥ 熱中症特別警戒アラートとクーリングシェルター.....	24
⑦ 日常生活の中ができる省エネ対策.....	26
⑧ 一人1日あたりの可燃ごみの削減目標量の目安.....	29
⑨ 本市における3Rの具体的な取組例.....	31
⑩ 海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチック対策.....	31
⑪ ごみを活用した工作.....	32
⑫ ネイチャーポジティブと30by30目標.....	36
⑬ 勢田川の水質.....	37
⑭ 勢田川のいきもの.....	39
⑮ 外来種と生物多様性.....	40
⑯ 農産物の環境負荷低減の「見える化」の取組.....	41
⑰ 伊勢市空家バンク制度.....	45
⑱ まちなかの緑地「街路樹」.....	45
⑲ ボランティア清掃ごみ袋.....	49
⑳ 市民・事業者・行政等の連携による取組.....	52
㉑ 長期的な温室効果ガス排出量の目標.....	55
㉒ 市と国等との連携による削減対策の例.....	62
㉓ 家庭における太陽光発電の利用.....	64
㉔ 廃棄物エネルギーによる脱炭素の取組.....	68
㉕ エネルギーの地産地消.....	68
㉖ 国民運動「デコ活」.....	69
㉗ 三重県指定希少野生動植物種とは.....	83
㉘ 熱中症は予防が大切！	86

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 計画改定の背景

本計画は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間を計画期間としており、策定後5年が経過する2024（令和6）年度に計画の中間見直しを行っています。

2020（令和2）年3月の計画策定後、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化するとともに、プラスチック資源循環法の施行による分別・再資源化の促進や、生物多様性国家戦略2023–2030で示されたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組など、大きな社会情勢の変化があり、より一層の環境施策の推進が求められています。

また、気候変動適応法などの関係法令の施行・改正や、国の第六次環境基本計画などの関連計画の策定・改定、市の上位計画・関連計画の策定・改定などがあり、内容の整合を図る必要があります。

(2) 計画改定の考え方

現行計画の中間年までの取組の成果や課題、環境に係る状況の変化や市民の意向等を踏まえるとともに、市の上位計画・関連計画との整合を図り、国内外の環境をとりまく情勢の変化などに対応した計画とします。

現行計画において設定した「計画期間」、「対象範囲」及び「対象区域」は変更しません。現行計画において掲げた「めざす環境像」及び「基本方針」については踏襲し、「基本目標」、「施策の方向性」、「施策」、「主な取組」について見直します。

また、気候変動適応法の改正など、気候変動に対する適応の一層の取組が求められていることから、今回の計画改定において地域気候変動適応計画を内包します。

(3) 国内外の動向と伊勢市のこれまでの取組

●国際的な動向

【持続可能な開発目標（SDGs）】

2015（平成27）年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは、2016（平成28）年から2030年までの国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されており、経済、社会及び環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

【地球温暖化・気候変動】

地球温暖化対策に関する動向としては、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意となる「パリ協定」が2016（平成28）年11月に発効されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する」ための努力を継続することを掲げています。2018（平成30）年12月には、各国が温室効果ガス排出の抑制目標への取組をどのように報告・監視し、計画を改定していくか等の項目を含むより詳細な実施指針が合意されました。2021（令和3）年には、パリ協定の目標達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、重要な経過点となる2030年に向け、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた「グラスゴー気候合意」が採択されました。2022（令和4）年には、緩和、適応、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容の「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。

【生物多様性の保全】

生物多様性の保全に関する動向としては、2010（平成22）年10月に、2050年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げた、世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されました。2022（令和4）年には、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030年までのミッションとして掲げ、2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標である「30by30目標」を含む「生物多様性への脅威を減らす」などの3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めた「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」が採択されました。

●国の動向

【国の環境基本計画】

2024（令和6）年5月に、「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画は、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築を、目指すべき持続可能な社会の姿として掲げています。さらに、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を、今後の環境政策が果たすべき役割として位置付けています。

また、重点戦略として、環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）が示されています。

さらに、個別分野の重点的施策として「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」、「水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理」、「基盤となる施策」など6つの施策が挙げられています。

【脱炭素社会の実現】

地球温暖化対策に関する動向としては、「パリ協定」における目標等を踏まえ、2020（令和2）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。2021（令和3）年10月には、2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置づけた「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年までにカーボンニュートラルの実現、2030年度に温室効果ガスを、2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが示されました。

【気候変動適応の推進】

気候変動適応に関する動向としては、2021（令和3）年10月に「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」が閣議決定され、各分野における適応策が示されました。さらに、2023（令和5）年5月には、気候変動適応法の一部改正を受けて、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更が行われました。

【生物多様性の保全】

生物多様性に関する動向としては、2023（令和5）年3月に2030年に向けた目標を「ネイチャーポジティブ（自然再興）※の実現」とする「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が具体的に示されました。また、2023（令和5）年4月には、企業の森や社寺林等の、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度が開始されました。

※「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方。

【循環型社会の形成】

循環型社会に関する動向としては、2018（平成30）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、国が講すべき施策が示されました。2024（令和6）年8月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につなげることで、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策が示されました。プラスチック資源循環に関しては、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置事項が示されました。食品ロスの削減に関しては、2020（令和2）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが示されました。

●県の動向

【三重県環境基本計画】

三重県では、環境の保全に関する施策を総合的に進めていくために 2012（平成 24）年 3 月に「三重県環境基本計画」を策定し、その後の環境問題を取り巻く状況の変化から、2020（令和 2）年 3 月に改定されました。

新たな「三重県環境基本計画」では、多様な主体間の協創を通じて、分野横断的なアプローチにより、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会をめざし、2050 年におけるめざすべき姿として「自律的かつレジリエント（強靭）な、より高位の持続可能な社会」が掲げられています。また、バックキャスティングの考え方（めざすべき姿を規定し、そこから逆算して考える手法）に基づいて、2050 年における長期目標をもとに、計画の目標年度である 2030 年度にめざすべき姿「スマート社会みえ」が掲げられています。

「スマート社会みえ」を実現するための施策については、計画の基本方針に基づき、「I 低炭素社会の構築」、「II 循環型社会の構築」、「III 自然共生社会の構築」、「IV 生活環境保全の確保」に加え、各施策を推進していくための基盤として、“エンジン（駆動力）”となるような「V 共通基盤施策」の 5 本を柱として推進していくこととしています。

【脱炭素社会の実現・気候変動適応の推進】

地球温暖化対策に関する動向としては、2019（令和元）年 12 月 15 日、脱炭素社会の実現に向け、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとすることを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ」が宣言され、2020（令和 2）年度には、新たな「三重県環境基本計画」を踏まえた「三重県地球温暖化対策総合計画」が策定されました。2023（令和 5 年）3 月には、国の「地球温暖化対策計画」の改定を踏まえて、温室効果ガスの削減量を見直すとともに、削減の取組を強化する改定が実施されました。

【生物多様性の保全】

生物多様性に関する動向としては、2024（令和 6）年 3 月に、「三重の風土によって私たちは生かされています～豊かな生物多様性が受け継がれ、自然と共生する社会の実現～」を基本理念とする、「みえ生物多様性推進プラン」が策定され、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、県が多様な主体と協働して取り組む方向が示されました。

●伊勢市の動向

伊勢市では、2018（平成30）年7月に、めざすべき将来像やまちづくりの行動指針等を市民と共有する伊勢市の最上位の計画として「第3次伊勢市総合計画」を策定しました。

第3次伊勢市総合計画では、基本構想として「私たちが担うまち～伊勢人（いせびと）の心意気～」「人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち～おかげさまの心～」「地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～」を3つのまちづくりの基本理念に据え、「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」をめざすまちの将来像に掲げています。

そして、基本計画では環境分野におけるめざす姿として、「豊かな環境を将来につなぐまち」を掲げ、推進方針を「資源の有効活用及び循環型のまちづくり」、「豊かな自然を守り快適な生活環境と調和のとれたまちづくり」、「環境を守り育てる文化の醸成」を推進することとしており、分野横断課題の「脱炭素社会の実現」をはじめ、目指す姿の実現に向けて施策に取り組んでいます。

●これまでの取組と市民・事業者の意向調査を踏まえて

本計画では、めざす環境像として「継承と創造 環境文化都市 伊勢」を掲げ、めざす姿の実現のための5つの基本目標を定めて取組を進めてきたところであり、本市の環境の保全と創造は着実に進展してきている一方で、今後解決すべき課題も存在します。

【脱炭素社会分野】

脱炭素社会分野においては、本市が掲げる、温室効果ガス排出量の2030年度における削減目標を達成するために、特に市域の排出量の約50%を占める事業者の省エネルギー化等のさらなる対策を講じる必要があります。さらに、温室効果ガス排出量削減を加速するためには、市域内で生産し使用する再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。

また、市民アンケートで、公共交通機関の充実を望む声が多く上がっているため、脱炭素型の都市基盤づくりとして、公共交通の利用を促進する取組を引き続き推進する必要があります。

気候変動による影響への適応については、熱中症対策や近年の集中豪雨による浸水対策等が求められています。

【循環型社会分野】

循環型社会分野においては、本市のごみ処理を行う伊勢広域環境組合において、現行焼却処理施設の老朽化に伴う施設更新が開始されており、3R（ごみの減量・資源化）の推進について、市民・事業者と一体となった取組の強化が重要課題となっています。

また、市民アンケートでは、多くの市民がごみの分別を実施していますが、2024（令和6）年4月から、ごみの分別ルールを改定し製品プラスチックの分別回収を開始したため、SNSや新規導入したアプリ等でルールを周知、徹底する必要があります。事業者アンケートでは、半数以上の事業者が「ごみ排出が少ない事業活動の実践」に取り組んでいると回答しているため、循環型社会の構築に向けて、ごみの減量や分別、食品ロス削減等の取組を、引き続き推進する必要があります。

【自然環境分野】

河川の水質については、勢田川においても改善傾向が見られます。市民アンケートでは、多くの市民が「川や海の水質保全」の施策に取り組むことが市の施策として重要と回答しており、引き続き河川の水質保全につながる行動の啓発や、生活排水対策として下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及を推進する必要があります。

森林保全については、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税の導入に見られるように、地域として取り組む機運が高まっています。市民アンケートで多くの市民が、「農地や森林等の保全」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、引き続き豊かな自然を未来に継承する取組や、遊休農地の解消、地産地消などの取組を推進していく必要があります。

また、生物多様性保全への理解・認識は高いとは言えませんが、三重県指定希少野生動植物種や外来生物等が市内で見られるため、生物多様性保全の大切さや外来生物が与える影響などの周知啓発等、生物多様性に関する認知度向上に向けて取り組む必要があります。市民アンケートでは、多くの市民が「生物多様性の確保」、「自然とのふれあいの増進」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、引き続き市民参加型の環境保全活動や市民が自然と触れ合う場の維持・創出を推進することで、自然との共生への意識を醸成していく必要があります。

【生活環境分野】

生活環境分野においては、良好な生活環境に対する市民ニーズが高まっており、清潔さや美しさ、快適性の向上が求められています。

市民アンケートにおいて、多くの市民が「大気汚染対策の推進」、「住環境の向上」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、市民の良好な生活環境を維持していくために、引き続き施策を推進する必要があります。

また、まちなみ（美しさ、ゆとり、清潔さ）に関する満足度はあまり高くない傾向にある一方で、重要度は高いため、快適に過ごせるまちづくりの取組を引き続き推進する必要があります。

歴史的・文化的環境の保全については、「伊勢市景観計画」に沿った景観整備事業などの良好な景観形成の推進や、地域の資源を継承する取組を継続する必要があります。

【環境保全の基盤づくり】

環境保全の基盤づくりについては、持続可能な社会づくりに自主的、積極的に取り組む担い手を育むことが求められており、地域企業や関係機関等と連携の強化を図りながら、環境学習の機会や場の提供、環境教育の充実等に取り組み、人材の育成や活動の促進を図る必要があります。

市民アンケートでは、「環境保全の取組」に積極的に取り組むために必要なこととして、「環境について学ぶ機会があること」と回答する人が多いことから、事業者との協働による学校教育における環境学習の支援等を通じて、家庭における環境に配慮した生活の実践と未来を担う人づくりにつながる取組を強化する必要があります。また、多くの市民が「インターネットやSNS」で情報を入手しているため、全ての市民を対象に、環境について学べるWebコンテンツの充実と周知を進めていく必要があります。

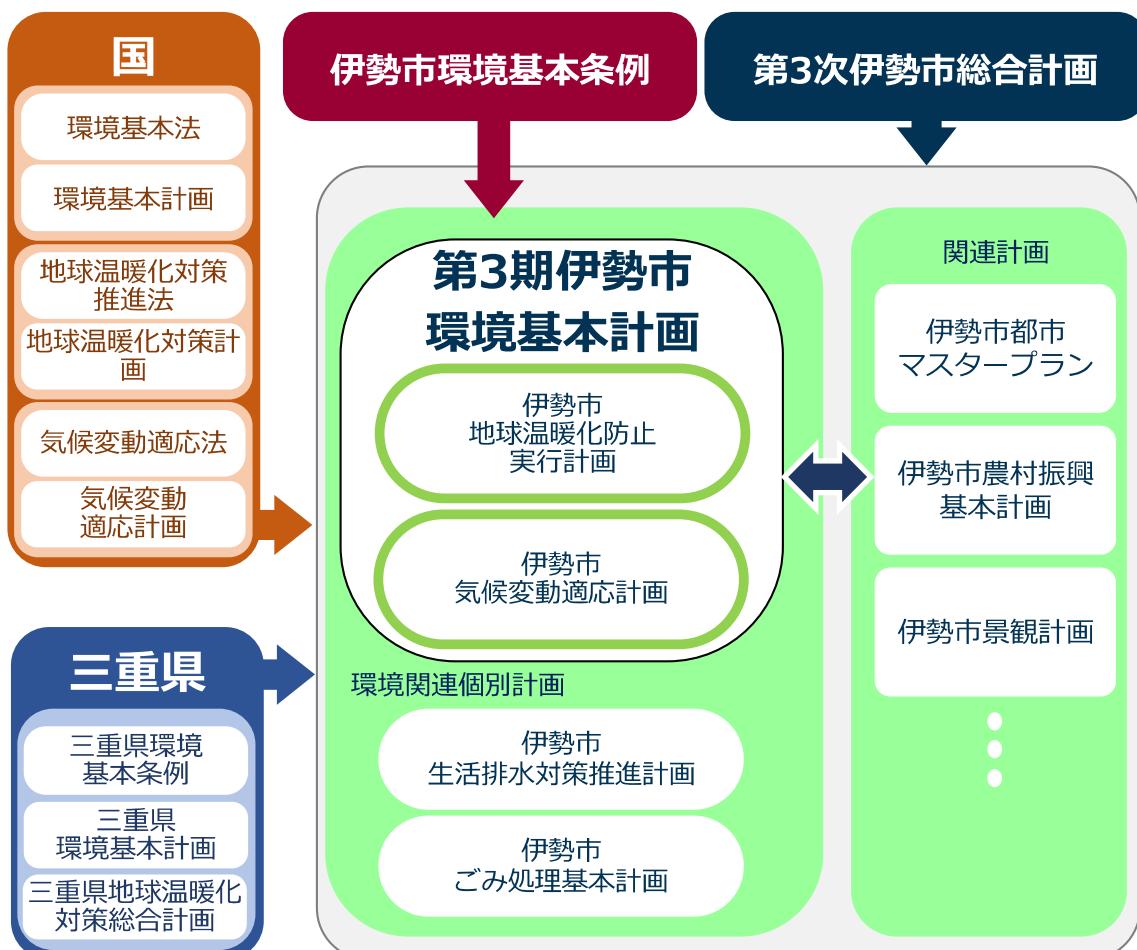
事業者においては、環境保全に取り組む上での課題として、資金、人手、ノウハウ、情報が不足していると回答する事業者が多いため、事業者向けの補助事業や、情報提供の取組を進めていく必要があります。

(4) 計画の位置づけ

本計画は、「伊勢市環境基本条例」（2005（平成17）年条例第134号）第8条に基づき、同条例に掲げた基本理念及び基本方針に則り、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものです。

また、本市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」（2018（平成30）年7月）で掲げた目標の実現に向け、環境分野における施策及び事業の推進指針を示すものもあります。

その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策等については、環境分野において本計画との整合を図るものとします。



(5) 計画の期間

本計画の期間は、計画の初年度を2020（令和2）年度、最終年度（計画目標年度）を2029（令和11）年度とします。

また、本市の環境や社会情勢の変化等に対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



(6) 計画の対象範囲

本計画において対象とする範囲は以下のとおりとします。

分野	対象
脱炭素社会分野	地球温暖化、エネルギー等
循環型社会分野	廃棄物等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、外来生物、森林、農地、水環境等
生活環境分野	歴史、文化、公害、衛生、美化、景観、ペット、バリアフリー、水循環等

(7) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、伊勢市全域とします。

第2章 めざす環境像及び基本目標

(1) めざす環境像

本市は、これまでまちづくりにあたっての視点の一つとして「環境」を掲げてきました。

伊勢市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」では、基本計画を形づくる8つの政策の一つとして「環境」を位置づけています。また、本市における環境保全についての基本理念及び施策の基本となる事項等について「伊勢市環境基本条例」を制定しており、同条例第3条において、以下のような基本理念を掲げています。

本計画では、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいき、新たな魅力や活力を創造するため、「第3次伊勢市総合計画」の趣旨及び「伊勢市環境基本条例」の理念に沿つて、「環境文化」の考え方を基本にした、伊勢市の環境のめざす姿を、次のとおりとします。



継承と創造 環境文化都市 伊勢

伊勢市環境基本条例 第3条 基本理念

- ①環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- ②環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。
- ③環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行わなければならない。
- ④環境の保全は、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、国際的視野に立って積極的に推進されなければならない。

コラム

① 「環境文化」とは

市民一人ひとりの生活や、それぞれの地域での市民活動のしきみの中に、その地域の「環境」への配慮が浸透し、時間を経て地域が共有する「文化」にまで醸成されたとき、これを「環境文化」と呼ぶことができます。

「環境文化」の考えは、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいくため、「伊勢市総合計画」の趣旨及び「伊勢市環境基本条例」の理念に沿った、現在においても色あせることのない普遍的な考え方です。

本計画においても、第1期伊勢市環境基本計画から受け継がれてきた「環境文化」の考え方の重要性を一層認識するために、引き続き基本的な考え方として位置づけています。

(2) めざす環境像の実現のための基本方針

前項で掲げた「めざす環境像」を実現していくためには、以下の3つの視点が重要であり、それら3つを「基本方針」として、市民、事業者、行政が一体となって行う環境施策のすべてに共通する考え方とします。

●伊勢の誇りを次世代に継承する

「伊勢」がこれまで育んできた歴史・文化や自然環境はもとより、「伊勢」と環境とのかかわりや、「伊勢」の市民の心に根付く環境への想い、これらが創り出す地域のアイデンティティは、他の地域にはない伊勢の“誇り”であり、伊勢へ人を惹きつける求心力のひとつとなっています。

現代に生きる我々も、改めて認識するとともに、次の世代に引き継いでいるよう、「伊勢」におけるあらゆる取組において、「伊勢の誇りを次世代に継承する」ことを意識していきます。

●一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する

私たち一人ひとりが身近な環境への取組を積み重ねると同時に、様々な主体が持つ強みや得意分野を生かして協働し実行することで、地球全体の環境の維持・改善へつながっていきます。

日々の生活の中で、「一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する」ことを常に意識していきます。

●人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる

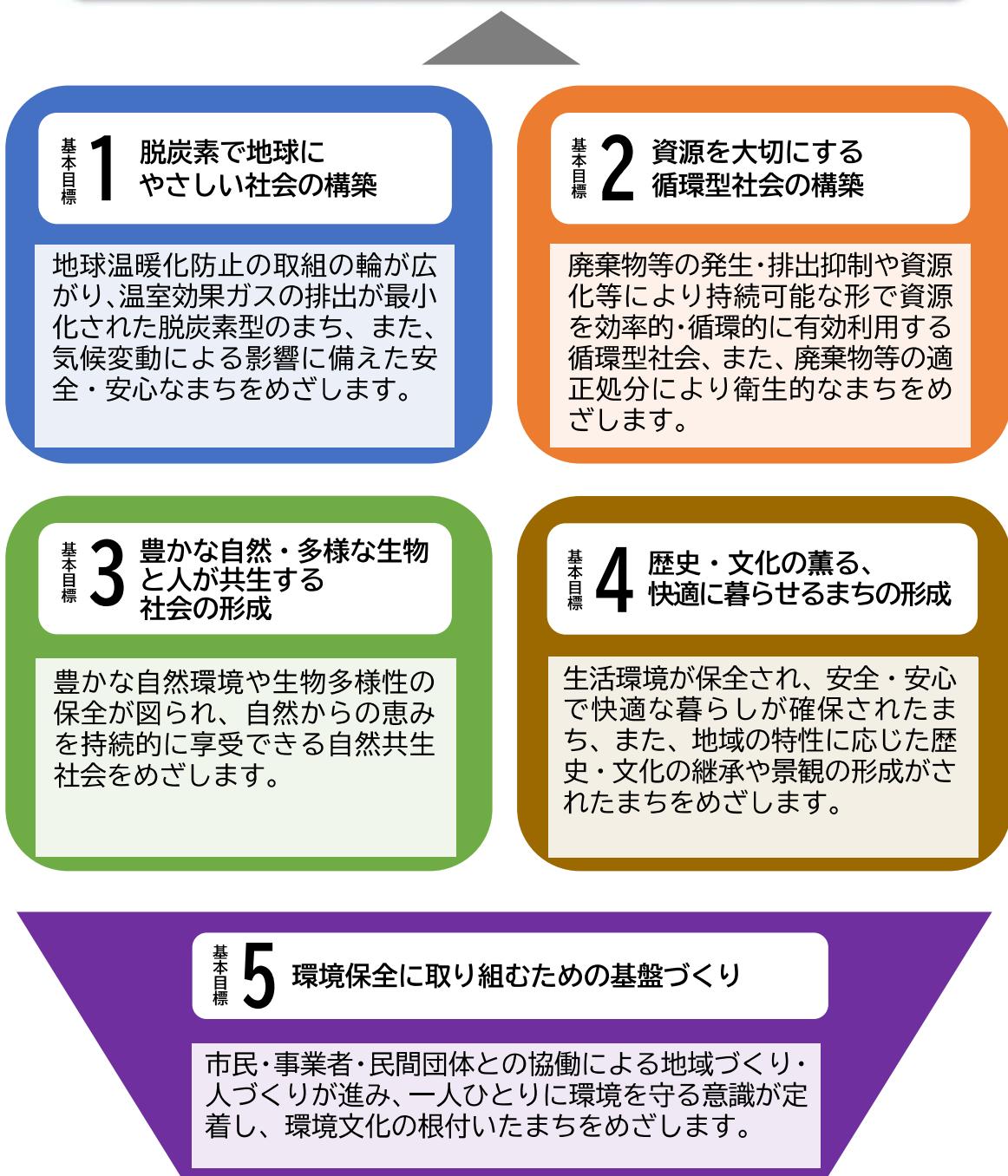
「伊勢」は、古くから“お伊勢さん”として親しまれている日本人の心のふるさとです。その「伊勢」に訪れる人々が「さすが伊勢は違う」と感じるような「伊勢」をつくるためには、人々が交流し、活力を感じられることが大切です。

これからも国内外から親しまれるとともに、市民がまちへの誇りと愛着を持ち続け、将来にわたって住み続けたいと思えるように、「人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる」ことを意識していきます。

(3) 基本目標

環境政策に関わる動向や、国や県の環境基本計画等を踏まえ、本市の「めざす環境像」を実現していくため、環境分野別の柱（脱炭素社会、循環型社会、自然環境、生活環境）と分野横断の柱（環境保全の基盤）を合わせた5つの基本目標を掲げます。

継承と創造 環境文化都市 伊勢



継承と創造 環境文化都市 伊勢

～伊勢市の目指す環境像～



【めざす環境像のイメージ】

この図は、計画に基づいたさまざまな取り組みを進めることで実現する伊勢市のめざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」を具体化して、イメージ図として示したものです。



第3章 施策の展開

(1) 施策の体系

本計画では、めざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」の実現に向け、5つの基本目標（「脱炭素で地球にやさしい社会の構築」、「資源を大切にする循環型社会の構築」、「豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成」、「歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成」、「環境保全に取り組むための基盤づくり」）を具体化していくための施策と取組を定めます。

● 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点



持続可能な都市を実現するには、市民一人ひとりが「持続可能」の意味を理解し、行動していくことが必要です。国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、“人間中心”、“誰一人取り残さない”という理念のもと、世界中のすべての人々が目標（ゴール）に向かって取り組むことが求められています。

したがって、SDGsは、相互の関係を理解し、それに関わる主体とともに取り組む必要があることから、行政のみならず、企業や市民団体、そして市民等、すべての主体の参加が必要となります。

本市は、このようなSDGsの視点を踏まえ、市民・NPO、事業者、行政機関等あらゆる主体のパートナーシップにより、本市の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現をめざします。

本計画では、将来像の実現に向けた各基本目標に、関連するSDGsのゴール（目標）を結び付け、多様な視点で環境施策を推進することで、地域の環境保全を図るとともに、国際的な目標の達成にも貢献することをめざします。

● コベネフィット・ウェルビーイングの視点



環境保全対策は、地域活性化、産業振興、防災、健康等の多様な課題の解決に貢献し、市民・事業者の利益となる可能性があります。環境分野の取組が結果として、産業、福祉、防災、教育等、分野を横断して便益をもたらし、社会の中にある多岐にわたる諸課題の同時解決につながるという「コベネフィット」の視点を盛り込み、地域の環境・社会・経済に貢献することをめざします。

国の「第六次環境基本計画」では、重点戦略の一つとして、『「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で豊かな暮らしの実現』を掲げており、「人々の健康の保護と生活環境の保全の取組の推進」や、「良好な環境の創出の水準の向上、共生する社会の実現」をめざしています。

環境保全を通じて、人々の生活の質を向上させるという「ウェルビーイング」の視点を基本目標のめざす姿に盛り込むことで、市民の生活が豊かで安心できるものになることをめざします。

コラム

② SDGs のゴール（目標）

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

17 のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGs は、これら社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールを、統合的に解決しながら持続可能でよりよい未来を築くことを目標としています。



1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強制（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強制（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	出典：外務省ホームページより作成

コラム

③ 「コベネフィット」とは

コベネフィットとは、一つの取組を実施することで、同時に複数の分野の目的達成につながることです。

例えば、省エネ化の対策として、住宅の断熱性能の向上に取り組むことで、家庭から排出される温室効果ガスが削減されます。同時に、室内の寒暖差による健康リスクの予防や、光熱費の削減などの効果も期待されます。

コラム

④ 「ウェルビーイング／高い生活の質」とは

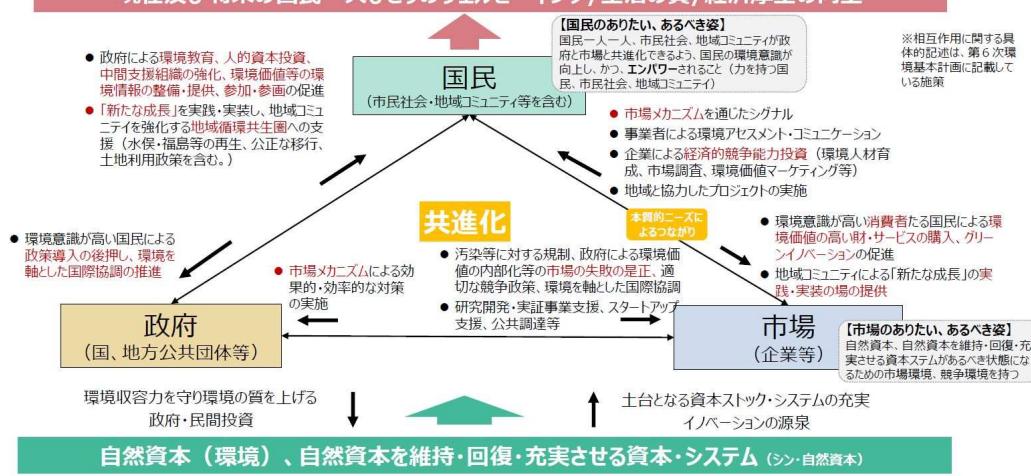
「ウェルビーイング」とは、個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。

環境の状況や環境対策の在り方は、経済・社会の在り方と密接に関連し、その度合いはより一層増してきています。環境政策として、環境の保全に取り組むことは当然ですが、温室効果ガスの排出量や水・大気の環境基準といった環境面の指標を見ているだけでは、見落としてしまう重要な要素が多くあります。

また、現下の環境危機を克服するためには、文明の転換、経済社会システムの変革が必要です。環境・経済・社会面を統合的・同時解決的に対応することによって、より的確かつ効果的な環境政策となることが期待されます。環境政策を起点として、経済・社会的な課題も統合的に改善していくため、国の第六次環境基本計画では、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」とする。）を最上位の目的としています。

出典：「雇用政策研究会報告書」（厚生労働省）及び
令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より作成

現在及び将来の国民一人ひとりのウェルビーイング／生活の質／経済厚生の向上



政府・市場・国民の共進化による「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現のイメージ

施策体系図

第3章

継承と創造 環境文化都市 伊勢

めざす姿

基本方針

基本目標

- 人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる
- 一人ひとりが地球的視野と意欲をもつて行動する
- 伊勢の誇りを次世代に継承する

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

脱炭素で地球にやさしい社会の構築



資源を大切にする循環型社会の構築



豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成



歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成



環境保全に取り組むための基盤づくり



施策の方向性

施策

(1)温室効果ガスの排出削減
(伊勢市地球温暖化防止実行計画)

- ①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進
- ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進
- ③脱炭素型の都市基盤づくり

(2)気候変動への適応
(伊勢市気候変動適応計画)

- ①熱中症予防
- ②農林水産業における気候変動への適応の推進
- ③治水・利水対策の推進
- ④災害時の避難施設等の整備

(1) 3 Rの推進

- ①発生抑制（リデュース）の推進
- ②再使用（リユース）の推進
- ③再生利用（リサイクル）の推進

(2)適正なごみ処理の推進

- ①分別協力度の向上
- ②適正処理の推進

(1)自然環境・公益的機能の保全

- ①水環境の保全
- ②森林環境の保全
- ③農地環境の保全

(2)生物との共生

- ①多様な動植物の保全・回復
- ②里地里山等の活用と社会課題の解決
- ③自然とのふれあいの増進

(1)快適で潤いのある生活環境の保全

- ①住環境の向上
- ②水資源供給の推進
- ③美しく潤いのある空間づくり
- ④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(2)歴史的・文化的環境の保全

- ①伊勢の文化の保全・継承
- ②良好な景観の形成

(1)環境教育・環境学習の充実

- ①環境教育・学習・啓発の充実
- ②環境教育等を推進する体制づくり

(2)環境保全活動の促進

- ①市民・団体による環境保全活動の促進
- ②事業者による環境保全活動の促進
- ③市民・事業者・行政の連携・協働

(2) 施策の推進

基本目標

1

脱炭素で地球にやさしい社会の構築

関連する
SDGs の目標

●めざすまちの姿

地球温暖化防止に取り組む活動の輪が広がることによって、温室効果ガスの排出が最小化された脱炭素型のまちとなり、快適な生活が維持されています。また、気候変動に適応する取組を進めることで、安全・安心なくらしが維持されています。

●現状と課題

近年、地球温暖化により、海面水位の上昇や豪雨災害の頻発、異常高温など気候危機が顕在化しています。2015（平成 27）年に「パリ協定」が採択され、世界各国が長期的な温室効果ガス排出量削減に乗り出す中、日本でも2020（令和 2）年、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、いわゆる「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させています。

このような状況を踏まえ、温室効果ガスの排出量を減らし、地球温暖化による気候変動を抑制する「緩和」に加え、気候変動が原因となって引き起こされる自然災害や異常高温、農林水産業への被害等の影響に対する「適応」への取組が求められています。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1) 温室効果ガスの排出削減 (伊勢市地球温暖化防止実行計画)	①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進 ③脱炭素型の都市基盤づくり
(2) 気候変動への適応 (伊勢市気候変動適応計画)	①熱中症予防 ②農林水産業における気候変動への適応の推進 ③治水・利水対策の推進 ④災害時の避難施設等の整備

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
市域における温室効果ガス排出量	1,235千t-CO ₂ (2013年度)	818千t-CO ₂ (2020年度)	641千t-CO ₂ (2030年度)
市の事業の実施に伴う温室効果ガス排出量	16,229t-CO ₂ (2013年度)	14,027t-CO ₂ (2023年度)	8,114t-CO ₂ (2030年度)
太陽光発電設置件数（中部電力パワーグリッド（株）との太陽光発電の受給契約件数）	4,619件 (2019年度)	5,773件 (2023年度)	7,300件 (2030年度)
市域の家庭・小規模事業所等における電力使用量	289,663MWh (2019年度)	289,882MWh (2023年度)	172,799MWh (2030年度)
事業所脱炭素化支援補助金の利用件数（累計）	—	10件 (2023年度)	100件 (2029年度)
レンタサイクル等貸出数 ^{※1}	—	5,043台 (2023年度)	5,900台 (2028年度)
路線バスの利用者数 ^{※2}	4,277,800人 (2019年度)	2,782,500人 (2023年度)	4,580,000人 (2025年度)
コミュニティバスの利用者数 ^{※2}	85,374人 (2019年度)	68,775人 (2023年度)	92,700人 (2025年度)
長寿命化に着手したポンプ場数（累計） ^{※3}	12機場 (2019年度)	25機場 (2023年度)	32機場 (2025年度)

※1 伊勢志摩自転車等活用推進計画、第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに準じた指標です。2029年度の目標値は、同計画、同ビジョンにおいて当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※2 伊勢市地域公共交通網形成計画と符合する指標です。2026年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※3 第3次伊勢市総合計画中期基本計画と符合する指標です。2026年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。



太陽光発電設備



電気自動車



レンタサイクル



コミュニティバス

●市の施策内容

施策の方向性（1）温室効果ガスの排出削減

施策	主な取組
①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入 ・住宅等の太陽光発電設備及び蓄電池の設置を促進 ・関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン等に基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入 ・未利用の再生可能エネルギーの導入検討
②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における省エネ効果の高い設備等への更新 ・家電等、家庭で使われる機器の購入や買替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換の促進 ・電気自動車等の普及促進 ・省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルの促進 ・事業所における省エネ診断等の促進 ・公共施設における電気、燃料、用紙等の使用量の抑制 ・エコドライブの普及促進 ・自転車の利用機会を拡大 ・みえエコ通勤デーの啓発等による公共交通の利用を促進
③脱炭素型の都市基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊勢市立地適正化計画」に基づく拠点となる地域への機能集約と活性化 ・連節バスを使用したBRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・鉄道、バス等の公共交通の利用促進 ・観光交通渋滞対策の推進 ・電気バスの利用促進 ・自転車を利用しやすい道路、駐輪場等の整備の推進 ・森林・農地の保全、都市緑化等の推進による吸収源対策

<主なコベネフィット>

環境分野

- ・家庭や事業所で自家消費型の太陽光発電設備を導入
- ・省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルに転換
- ・公共交通機関や自転車の利用を促進
- ・観光交通渋滞対策

温室効果ガスの排出量を削減

経済分野

- ・電気代などのコスト削減
- ・脱炭素を通じた新たなビジネスチャンスの創出
- ・地域内経済循環の促進
- ・観光渋滞の解消による地域経済活性化
- ・地域住民の生活への影響軽減と快適な観光の両立

社会分野

- ・住居の断熱化による健康・快適性の向上
- ・日常生活の移動手段の確保
- ・自転車利用の増加による健康の維持・増進
- ・エネルギーの自立による防災・減災力の強化

施策の方向性（2）気候変動への適応

施策	主な取組
①熱中症予防  ④ ⑤ ⑥ ⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用した熱中症注意情報の提供 ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等の涼みどころの整備 ・熱中症の症状や応急手当、予防方法等の周知・啓発
②農林水産業における気候変動への適応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・収量の減少等に対する適応策の推進 ・気候変動が農林水産物に与える影響に関する情報の提供・啓発
③治水・利水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の雨水を速やかに流下させ、また、低地の浸水対策や高潮時の安全を確保するための排水施設の整備 ・河川への雨水流出を少なくするための流出抑制対策の促進 ・ポンプ場等の長寿命化、改築更新等の実施 ・河川・排水路の堆積土砂の撤去 ・既存の浄化槽から雨水貯留槽への転用に係る工事費の支援 ・洪水等による浸水被害軽減対策の推進 ・災害に強い水道施設の整備
④災害時の避難施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設等の環境整備 ・備蓄物資及び防災備蓄倉庫の整備

<主なコベネフィット>



熱中症予防啓発リーフレット



コラム

⑤ 暑さ指数（WBGT）を活用した熱中症予防対策

暑さ指数(WBGT)は、熱中症を予防することを目的として提案された指標で、人体に影響が大きい気温、湿度、日射、輻射(ふくしゃ)、風等を基に算出します。

この数値が大きくなると熱中症のリスクが上がるとされています。

●日常生活での対策の例

〔暑さ指数（WBGT）28以上31未満の時〕

- ・外出時は炎天下を避ける。日傘をさす、帽子をかぶる、日陰を選んで歩く。
- ・室内では室温の上昇に注意する。
- ・激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。

〔暑さ指数（WBGT）31以上の時〕

- ・外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
- ・運動を中止する。

出典：「熱中症環境保健マニュアル2022」（2022年3月、環境省）を参考に作成

●小中学校での対策の例

- ・WBGTが31以上になった場合、一旦部活動を中止する。

- ・小学校、中学校が実施する運動会で、水分補給の休憩を頻繁にとる、ミストシャワーを設置する等の対策とともに、WBGT計を設置して、熱中症予防を図る。

●職場での対策の例

〔暑さ指数（WBGT）の測定及び表示・通知等〕

- ・作業場所ごとに、WBGT計でWBGT値を測定し、現場の作業者に注意を促す。

〔暑さ指数（WBGT）が高い場合の対応等〕

- ・作業に先立ち、「作業中止」とするべきWBGT値の基準を定め、運用する。
- ・負荷の高い作業は、作業時間を短縮する又は涼しい時間帯に作業時間を変更する。
- ・身体への負担が小さい作業に変更する。
- ・休憩時間の頻度を増やす。
- ・こまめに水分・塩分補給をするように指示する。

〔暑さ指数（WBGT）を低くするための施設、設備などの整備等〕

- ・簡易の屋根の取り付け、日陰を確保する。
- ・グリーンカーテン、スポットクーラー、ミスト扇風機、業務用扇風機などを設置する。

出典：厚生労働省ホームページを参考に作成

コラム

⑥ 热中症特別警戒アラートとクーリングシェルター

熱中症警戒アラートとは、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に発表されます。危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報です。

「熱中症警戒アラート」は、三重県内のいづれかの暑さ指数情報提供地点（12カ所）で暑さ指数（WBGT）が33以上となることが予測される場合に、前日の午後5時頃または当日の午前5時頃に発表されます。

また、「熱中症特別警戒アラート」は、三重県内のすべての暑さ指数情報提供地点（12カ所の全て）で暑さ指数（WBGT）が35以上となることが予測される場合に、前日の午後2時頃に環境省より発表されます。

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは、「熱中症特別警戒アラート」が発表された時に、暑さをしのぐ場所です。

指定している施設や開放日時などは、伊勢市のホームページで確認できます。



●市民・事業者に期待する役割

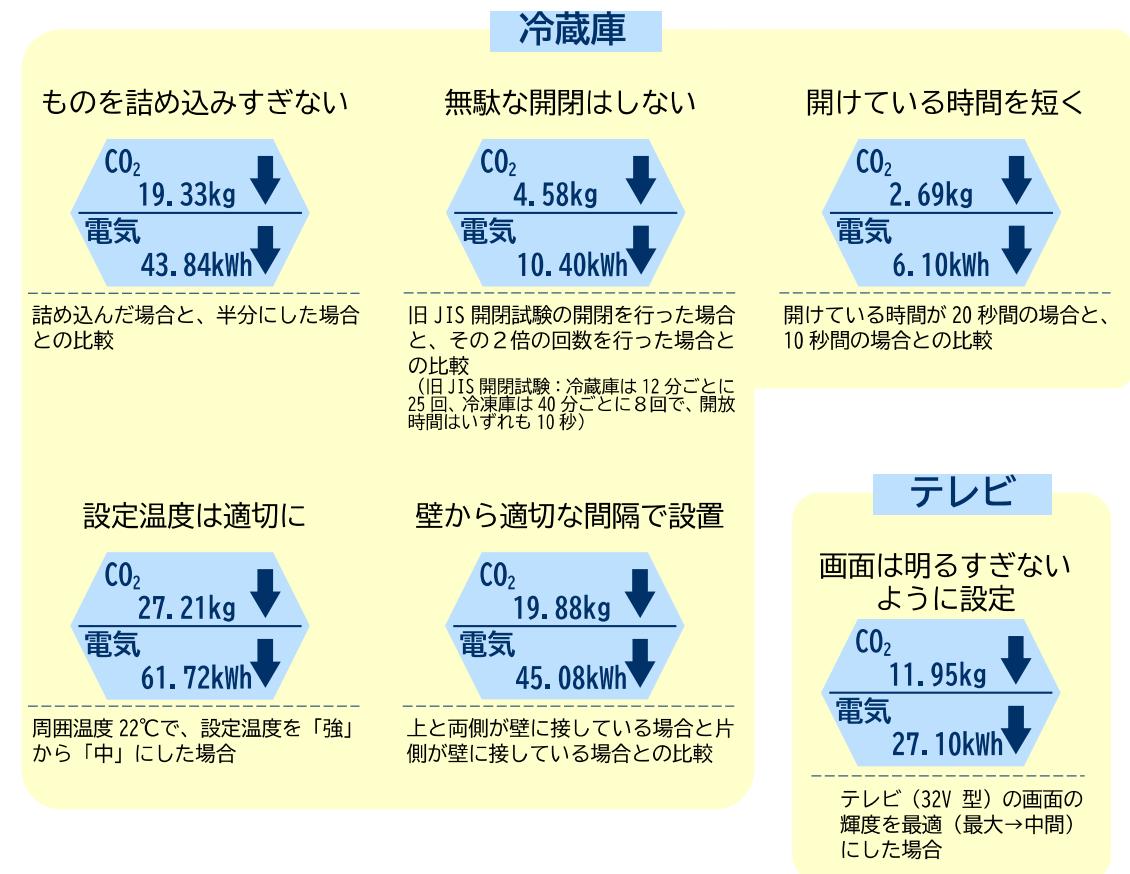
施策	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・環境に配慮した行動を心がける  コラム⑦ ・打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする ・時間指定や受取場所指定の利用、宅配ボックスの設置等、宅配の再配達を削減する受け取り方を選択する ・熱中症を予防するため、適切に空調機器を使用する ●外出する時 <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する ・駐停車時のアイドリングストップ、発進時のふんわりアクセル等、エコドライブに努める ●買い替え・建て替えのとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調機器、照明器具、家電製品等を選択する ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを導入する ・HEMS（家庭のエネルギー管理システム）、家庭用燃料電池、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う ・車の買い替え時には電気自動車やハイブリッド自動車等を選択する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・打ち水の実施や緑のカーテンの育成等、身近な暑さ対策を行う ・冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する ・効率の良い配送や運送に努める ・エネルギー・マネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める ・カーボン・オフセット等の制度を活用し、温室効果ガス排出量削減を図る ・暑さ指数（WBGT）を確認し、熱中症に備えるなど、従業員等の健康管理に努める ・熱中症予防のための涼みどころの開放を行う ●移動する時 <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する ・駐停車時のアイドリングストップ、発進時のふんわりアクセル等、エコドライブに努める ・環境負荷の少ない自動車を利用する ●買い替え・建て替えのとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する ・高効率な空調設備、照明機器等を導入し、設備機器を適切に維持管理する ・再生可能エネルギーを積極的に導入する ・BEMS（ビルのエネルギー管理システム）を導入する ・環境負荷の小さい自動車を選択する ・環境負荷の小さい電力を調達する «公共交通事業者» <ul style="list-style-type: none"> ・連節バスを使用したBRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・駅のバリアフリー化等の機能向上

コラム

⑦ 日常生活の中でできる省エネ対策

私たちは、日々の生活において、電化製品や自動車等を使用することで温室効果ガスを排出しています。一人ひとりが、日常生活で省エネを実践することで、市域から排出される温室効果ガスの削減に貢献します。また、省エネは、エネルギー料金の節約にもつながります。無理のない範囲で省エネに取り組みましょう。

●省エネ対策と1年間で削減される温室効果ガスの量の例
〔電気〕

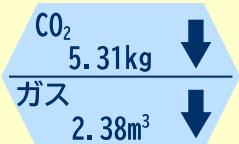


出典:「省エネ性能能力タログ 2023 年版」(経済産業省 資源エネルギー庁)

[ガス]

ガスこんろ

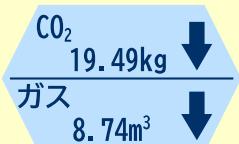
こんろの炎が鍋底から
はみ出さないように調節



水1ℓ(20℃程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合(1日3回)

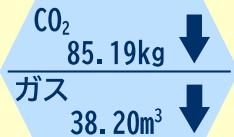
ガス温水機器

食器を洗うときは
低温に設定



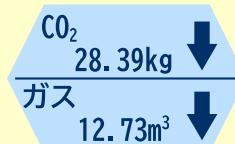
65ℓの水道水(水温20℃)を使い、湯沸し器の設定温度を40℃から38℃にし、1日2回手洗いした場合(使用期間:冷房期間を除く253日)

入浴は間隔をあけずに
しましよう
(なるべく追いだきはしないように)



2時間放置により4.5℃低下した湯(200ℓ)を追いだきする場合(1回/日)

シャワーは必要に
流したままにしない



45℃のお湯を流す時間を1分間短縮した場合

出典:「省エネ性能力タログ2023年版」(経済産業省 資源エネルギー庁)

[自動車]

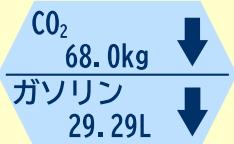
自動車

ふんわりアクセル
「eスタート」

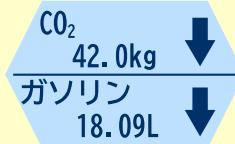


5秒間で20km/h程度に加速した場合。

加減速の少ない運転



早めのアクセルオフ



※ふんわりアクセル「eスタート」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフによる省エネ効果は、スマートドライブコンテストの操作別燃料消費削減効果による。年間走行距離、平均燃費は2,000cc普通乗用車/年間10,000km、11.6km/L。

出典:「省エネ性能力タログ2023年版」(経済産業省 資源エネルギー庁)

基本目標

2

資源を大切にする循環型社会の構築

関連する
SDGs の目標

●めざすまちの姿

廃棄物等の発生・排出抑制、資源化に取り組むことで、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用しています。また、適正な処分の実施によって、健康で衛生的な生活環境が保たれています。

●現状と課題

循環型社会形成推進基本法においては、「循環型社会（廃棄物の抑制やリサイクルにより、資源消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会）」の形成に向けた実効ある取組を図ることとされています。

廃棄物処理については、これまで3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組や個別リサイクル法等の法的基盤整備とそれに基づく取組等により、国民の意識向上や最終処分量の大幅削減が実現する等、循環型社会形成に向けた取組は着実に進んできました。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律においては、製品プラスチックの使用の合理化を提言し、再商品化ならびに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等を求めています。

さらに、プラスチックごみの海洋等への流出による汚染等の新たな問題も提起されており、発生抑制や適正処理に取り組む必要があります。

本市においては、燃えるごみの組成調査によると「まだ食べられるのに廃棄される“未利用食品（食品ロス）”」や「資源物である“紙類”」の割合が高い等の課題もあり、市民、地域組織、事業者、行政が主体的に、また連携して、社会基盤の整備や、環境負荷の低いライフスタイルや事業活動への転換等、ごみの減量・資源化に取り組むことが求められています。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1) 3Rの推進	①発生抑制（リデュース）の推進 ②再使用（リユース）の推進 ③再生利用（リサイクル）の推進
(2) 適正なごみ処理の推進	①分別協力度の向上 ②適正処理の推進

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
市民一人あたりの1日の可燃ごみ排出量※  コラム⑧	565g/人日 (2019年度)	535g/人日 (2023年度)	515g/人日 (2027年度)
資源化率※	23.9% (2019年度)	21.9% (2023年度)	26.8% (2027年度)

※ 伊勢市ごみ処理基本計画改定版と符合する指標です。2028年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

コラム

⑧ 一人1日あたりの可燃ごみの削減目標量の目安

一人あたりの1日の可燃ごみ排出量を2027年度までに515g/人日とするには、現在よりも20g/人日削減する必要があります。ごみを出さないように努めるとともに、できるだけ、資源化、堆肥化を心がけることで、可燃ごみの排出量を削減しましょう。

●約20gの目安

・ミニトマト	1個	1個 約20g
・アスパラガス	1本	1枚 約20g
・巨峰	1粒	1粒 約20g
・新聞紙	1枚	1枚 約19g
・ペットボトルのふた	10個	1個 約2g



ごみ分別PRキャラクター「かもしかのごみバスターZ」「カモシカ」をモチーフにしたキャラクターです。ごみモンスターをやっつける他にも、「まだ資源として使えそうなごみを見つけるのが得意!!!」な彼ら。「それ、まだ資源として使えるカモ!!」を、合言葉に、ごみを資源にする手助けをしてくれます。

「かもしかのごみバスターZ」の活動



保育園などの出前講座やイベントで、ごみの減量・分別を啓発しています。

ごみ分別アプリ「さんあ～る」において、ごみ収集日などの案内をしています。



●市の施策内容

施策の方向性 (1) 3Rの推進

施策	主な取組
①発生抑制（リデュース）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみを出さないライフスタイルやビジネススタイルへの転換の推進 「食品ロス」削減に関する広報活動の推進 事業者等と連携した「食品ロス」削減への取組の推進 ☞ コラム⑨ プラスチックごみの排出抑制のためのマイバッグ、マイボトル等の推進 ☞ コラム⑩
②再使用（リユース）の推進 ☞ コラム⑪	<ul style="list-style-type: none"> リユースショップ、フリーマーケット、バザー等の利用促進 ☞ コラム⑨ 粗大ごみの再利用の推進
③再生利用（リサイクル）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理機を利用した生ごみの減量化、堆肥化の支援 雑がみの分別の推進 ☞ コラム⑨ 自治会等による集団回収の促進 プラスチックごみ等の資源化の促進 ☞ コラム⑩ 再生利用品の購入、使用の促進

<主なコベネフィット>

環境分野

- ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- 食品ロスの削減、紙類の分別を推進
- プラスチック類の分別を徹底

焼却される廃棄物の量を削減
限られた資源の有効活用

経済分野

- 食品ロス削減による利益率の向上
- ごみ処理に係るコストの削減
- リサイクル技術等の新たな産業の振興

社会分野

- 安全・安心・衛生的に暮らせる居住環境の実現
- 資源回収等による市民活動の活性化



雑がみ袋



ごみ組成調査の様子（未利用食品等）

マイボトル協力店



使い捨てとなるプラスチック等のごみを削減するため、マイボトル・マイカップを使用しやすい環境を整備し、マイボトル・マイカップを利用して飲料の提供を受けられる



「マイボトル協力店」

の登録店舗を募集します。

伊勢市

マイボトル協力店リーフレット

コラム

⑨ 本市における3Rの具体的な取組例

本市の3Rに関する具体的な取組例として、以下のものがあります。

・ファミマフードドライブ

伊勢市社会福祉協議会と株式会社ファミリーマートと連携して、家庭にある余剰の食品を市内のファミリーマート提携店舗へ持ち込んでもらい、支援の必要な方へ届けるリユースの取組です。



フリーマーケット



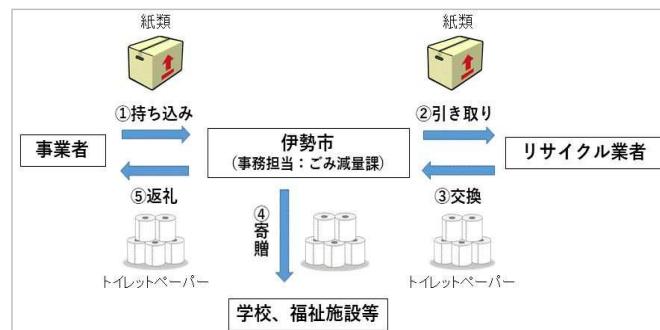
ファミマフードドライブ

・フリーマーケット

家庭からでる不用品のリユースを推進するため、環境フェアなどのイベントでフリーマーケットを実施しています。

・トイレの”紙さま”プロジェクト

リサイクル業者などと協働で、今までごみとして処分していた紙類（防水加工された紙など）を資源物として生まれ変わらせます。事業者が持ち込んだ紙類の量に応じてトイレットペーパーと交換し、半分を学校等に寄贈、半分を事業者に返礼する取組です。



コラム

⑩ 海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチック対策

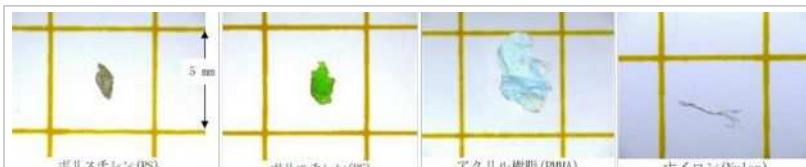
ポイ捨てや放置されたプラスチックごみは、河川などを通じて海へ流出し、海洋プラスチックごみとして、海岸や海底にたまつたり、水中を浮遊したりします。

これらのプラスチックが、紫外線や風波などによって破碎・細片化し、微細なプラスチックになります。この5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれています。マイクロプラスチックは、食物連鎖を通じて魚から陸上生物へと取り込まれていき、それに含まれる有害物質が生き物の体内に蓄積する可能性も懸念されています。

プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響等、国内外で様々な問題を引き起こしています。

海洋プラスチックごみ対策として人の手や装置などを使っての回収などが実施されていますが、ごみを出さないことも同じくらい有効な手段です。ポイ捨てをしない、使い捨てのものをむやみに使わないなどのアクションを一人ひとりが意識することで、ごみの量は減少します。

出典：環境省ホームページより作成



※黄色枠は1ます5mm四方
出典：「河川・湖沼マイクロプラスチック調査ガイドライン」（2024年3月、環境省）を加工して作成

マイクロプラスチックの例

施策の方向性（2）適正なごみ処理の推進

施策	主な取組
①分別協力度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別の徹底、習慣化の促進 ・指定の分別ができていないごみの排出者に対する指導の強化 ・事業系ごみの搬入検査による適正排出の推進 ・ごみの組成調査による分別実態の把握
②適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設及び最終処分場の適正管理・運転 ・中間処理施設の次期更新に向けた対応 ・災害発生時における災害廃棄物等の処理体制の整備

<主なコベネフィット>



コラム

⑪ ごみを活用した工作

家庭ごみ等の目的外の再使用の例として、ごみを活用した工作があげられます。

家庭や学校等において、ごみを捨てず新しいものに生まれ変わらせるごみを活用した工作を経験することで、家庭などから出るごみの種類や出てくる場所を知ること、分別・リサイクルすることの大切さ等を、楽しく学ぶ機会になります。

[ごみを活用した工作の例]

- ・プラスチックごみを使った貝殻ストラップ
- ・トイレットペーパーの芯や牛乳パックを使ったえんぴつ立て
- ・ペットボトルキャップを使ったキーホルダー
- ・牛乳パックや段ボール箱を使つたいす
- ・牛乳パックを使った万華鏡



作品例：貝殻ストラップ
(プラスチックごみを活用)



作品例：えんぴつ立て
(トイレットペーパーの芯を活用)

●市民・事業者に期待する役割

施策	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める ・食品ロスを出さない調理、食事を心がける ・生ごみの水切りを習慣化する ・家具等は修理する等、できるだけ長く使う ・排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する ・ごみの分別意識を高め、習慣化する ●買い物・外食のとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・商品の過剰な購入を控える ・食品ロスを出さない買い物や外食等を心がける ・マイバッグやマイボトル、マイ箸等を使用する ・フリーマーケットやリユースショップ等を活用する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える ・ごみと資源の分別を徹底する ・排出者処理責任を遂行する ●食品の販売、食事の提供において <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む ・まだ食べられる食品の廃棄削減に取り組む ・必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める ●商品・サービスの販売、提供において <ul style="list-style-type: none"> ・買い物客のマイバッグ持参を支援する ・流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする ・販売した製品のリサイクル回収を行う ・建設工事における廃棄物の発生を抑制する



資源拠点ステーション



家具リユース品無料譲渡

基本目標

3

豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成

関連する
SDGs の目標

●めざすまちの姿

自然環境や、生物の多様性を保全し、暮らしや事業活動との調和を図ることで、自然からの恵みを持続的に享受しています。

●現状と課題

本市は、神宮林をはじめとした縁深い山々、清流宮川、五十鈴川、穏やかな伊勢湾等、豊かな自然風土に恵まれ、伊勢志摩国立公園の玄関口として魅力ある自然資源があふれています。

水環境については、市の市街地中心部を流れる勢田川は、かつて、三重県が公表している「公共用水域及び地下水の水質測定結果」において、「河川の汚れが目立つ水域（ワースト5）」にランクインしていましたが、近年改善傾向が見られています。今後も、引き続き未処理の生活排水等の影響による水質悪化を低減する取組を継続する必要があります。  ⑬

森林の保全については、みえ森と緑の県民税を活用し、防風林の保全や木材利用の促進を進めてきたところですが、新たに創設された森林環境譲与税を活用したさらなる取組が求められています。

一方、市域の北部から西部を中心に広がる農地においては、水稻のほか、青ねぎ、いちご、バラ等のさまざまな農産物が生産されており、伊勢湾沿岸部では漁業が営まれ、農漁村集落の面影を残しています。しかし、高齢化、所得の低迷、生産資材等の高騰による経営の悪化等により、農林水産業を選択する就業者が減少し、農地保全や水産資源の保全活動等への影響が危惧されます。

自然災害の防止や景観形成、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮するためにも、森林・農地の保全の取組が欠かせません。

また、自然は生物の生育・生息の場でもあり、私たちの暮らしは多様な生物の恵みに支えられています。私たちの社会全体を支える生態系サービスは過去50年間で劣化しており、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」に向けた行動が必要です。  ⑫

多様な生物の生育・生息の場を保全するために、自然環境の保全、生物の生息域の把握、生物多様性に関する市民への意識啓発等の生物多様性に配慮した取組を強化する必要があります。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1)自然環境・公益的機能の保全	①水環境の保全 ②森林環境の保全 ③農地環境の保全
(2)生物との共生	①多様な動植物の保全・回復 ②里地里山等の活用と社会課題の解決 ③自然とのふれあいの増進

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
河川水質の環境基準達成率 (生物化学的酸素要求量)	100% (2019年度)	100% (2022年度)	100% (2029年度)
汚水処理人口普及率 ^{※1}	78.1% (2019年度)	87.4% (2023年度)	89.9% (2025年度)
森林経営の意向調査を実施した面積（累計）	—	601ha (2023年度)	2,391ha (2029年度)
森林の間伐率 ^{※2}	30.7% (2019年度)	36.7% (2023年度)	40.2% (2026年度)
遊休農地の割合 ^{※2}	3.0% (2019年度)	2.7% (2023年度)	2.1% (2026年度)
市内産農産物のブランド化に向けた取組への支援数（累計） ^{※2}	16件 (2019年度)	19件 (2023年度)	23件 (2026年度)
有害鳥獣の被害額 ^{※2}	17,728千円 (2019年度)	16,646千円 (2023年度)	11,876千円 (2026年度)

※1 第2期伊勢市生活排水対策推進計画と符合する指標です。2026年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※2 第2次伊勢市農村振興基本計画と符合する指標です。2027年度から2029年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。



水質調査の様子



遊休農地の解消

コラム

⑫ ネイチャーポジティブと30by30目標

近年、世界ではネイチャーポジティブの考え方方が重視されています。

ネイチャーポジティブとは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を阻止し、より良い状態に反転させることを意味します。社会や経済の発展により、私たちの生活はとても便利になりましたが、その過程で発生した公害や地球温暖化によって生態系が破壊され、様々な生物が絶滅の危機に追い込まれてきました。そこで、生態系の維持や自然環境の保護を積極的に行うことにより、生物多様性や自然の豊かさを活性化し、人間の社会経済活動の発展にもつなげることが可能な、自然と人間の双方にメリットを生み出すことができます。それを実現するためには、今までの自然環境保護策にプラスして、政治、経済、社会などの多様な視点からのアプローチを実施していくことが求められます。



出典：環境省ホームページ

ネイチャーポジティブと並んで世界で注目されているのが30by30目標です。

30by30目標とは2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系を保全していく目標であり、生態系を健全に保護することは災害防止や自然資本を利用した社会経済活動の活発化など、私たちの生活により多くの豊かさをもたらしてくれます。

しかし、30by30目標達成には、国立公園など既存の保護地域だけでなく、生物多様性が保全されている保護地域以外の地域を拡大し、管理することも必要になります。そこで日本では、一般企業などの民間組織によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定し、国際データベースに登録していく取組を推進し、30by30目標達成を目指します。

〔自然共生サイトの例〕

企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林、屋敷林、緑道、都市内の緑地、都市内の公園、河川敷、建物の屋上等

出典：環境省ホームページより作成



出典：環境省ホームページを加工して作成

30by30実現後の地域のイメージ

●市の施策内容

施策の方向性（1）自然環境・公益的機能の保全

施策	主な取組
①水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共用水域（河川・海域）の水質調査の実施 堤防法面の除草等、河川の良好な維持管理 流域関連公共下水道事業の整備推進 合併処理浄化槽の普及促進 エコクッキング教室等の講習会等の開催
②森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 森林がもつ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるための間伐等の適正管理支援 生活環境を守る海岸沿いの防風保安林等、公益的機能が高い森林を保全するための適切かつ効率的な害虫防除の推進
③農地環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 担い手農家への農地集積等による遊休農地の解消 景観植物の植栽等による遊休農地の利用促進 地産地消の推進 市内産農産物の競争力強化に向けた取組の支援

<主なコベネフィット>



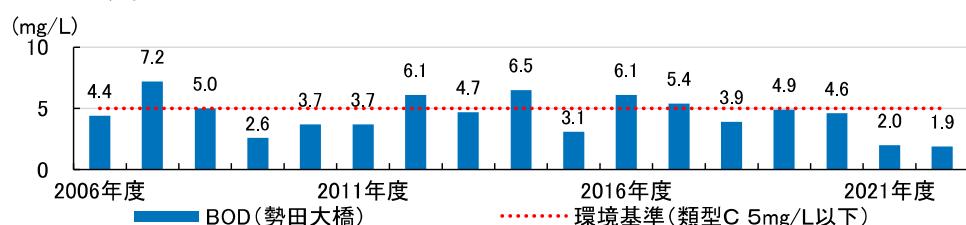
コラム

⑬ 勢田川の水質

伊勢市では市内公共用水域の水質調査を実施することにより水質汚濁状況を把握し、汚染の早期発見に努めています。

BOD（生物化学的酸素要求量（Biochemical oxygen demand））は、水中の微生物が有機物を分解する際に必要とする酸素量のことと、河川の汚れ度合いを示す指標に用いられています。この数値が低いほど、きれいな水であることを示します。

流域に総人口の約35%の人口が生活する勢田川の水質は、かつて、三重県内でも汚れが目立つ河川でしたが、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が進み、近年では水質が改善傾向にあります。

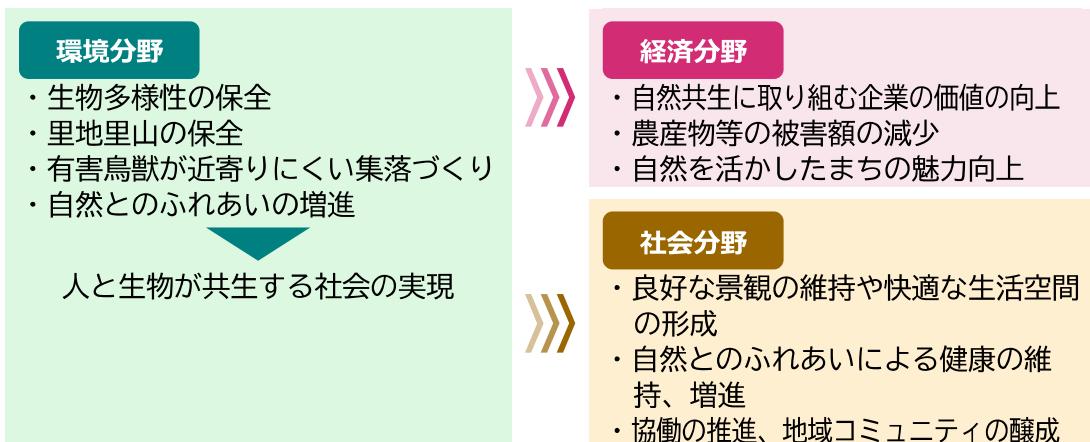


出典：公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県ホームページ）より作成
勢田川のBODの推移

施策の方向性（2）生物との共生

施策	主な取組
①多様な動植物の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮した河川等の整備 ・海岸保全活動の推進 ・外来生物による被害予防に関する情報提供・啓発  コラム⑯ ・動植物の生息・生育状況に関する現況把握  コラム⑭ ・生物多様性保全に関する学習機会等の提供 ・身近な自然環境（生物の生息場所や生態系ネットワークなど）の保全、管理の推進 ・自然共生サイトへの登録推進
②里地里山等の活用と社会課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・農村風景や動植物との出会い、山菜等の山の恵み、山並み景観等、公益的機能を有する里地里山の保全・活用活動の支援 ・公共施設等への木材利用の推進 ・「伊勢市鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲体制の整備、侵入防止柵の設置、追い上げ（追い払い）活動等の、獣害に強い集落づくりの体制整備支援
③自然とのふれあいの増進	<ul style="list-style-type: none"> ・水生生物による水質調査等の自然とふれあえる野外環境学習の開催 ・自然とふれあえる護岸・親水公園・里山等を整備・充実 ・勢田川七夕大そうじ等の清掃・美化活動の開催 ・伊勢志摩国立公園の観光資源としての利活用

<主なコベネフィット>



コラム

⑯ 勢田川のいきもの

市内の動植物の生息状況を把握することを目的として、勢田川の生物調査を実施しており、近年では、国または三重県のレッドデータブックに記載のある種も確認されています。

〔姫之橋付近で見られるいきもの〕



ハマシギ



カンムリカツブリ



カルガモ



ウミウ

〔桧戸川合流部付近で見られるいきもの〕



クロダイ(幼魚)



ウグイ



モクズガニ



スジエビ

〔一色大橋付近で見られるいきもの〕



イワガニ



ヤドカリ



ウミニナ

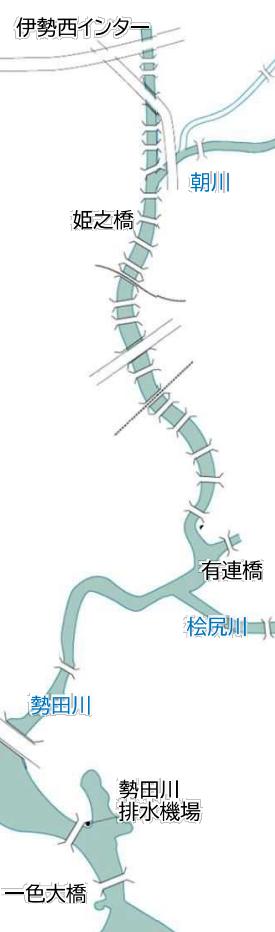
〔河口付近で見られるいきもの〕



カワウ



ユリカモメ



〔伊勢西インター付近で見られるいきもの〕



イノヒヨドリ

〔有連橋付近で見られるいきもの〕



タイリクスズキ



ウキゴリ



ウロハゼ



マハゼ



ニホンウナギ



カワアナゴ



アシハラガニ



テナガエビ



アオモンイトンボ(幼虫)

〔勢田川排水機場付近で見られるいきもの〕



ミジンコ



メダカ



生物調査の様子

コラム

⑯ 外来種と生物多様性

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを外来種といいます。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。

生態系は、長い期間をかけて食う・食われるといったことを繰り返し、微妙なバランスのもとで成立しています。ここに外から生物が侵入してくると、生態系だけでなく、人間や、農林水産業まで、幅広く悪影響を及ぼす場合があります。

〔外来種の生態系への影響〕

- ・捕食：在来種を食べること
- ・競合：在来種の生息・生育環境を奪ったり、餌の奪い合いをすること
- ・遺伝的攪乱：近縁の在来種と交雑して、雑種をつくること

〔外来種の人の生命・身体への影響〕

- ・例：毒をもつ外来種に刺されたり、かまれたりする危険等

〔外来種の農林水産業への影響〕

- ・例：農林水産物を食べたり、畠を踏み荒らされる等

外来種による被害を予防するためには、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の原則を中心とめ、適切な対応をすることが大切です。

〔外来種被害予防三原則〕

- ・入れない：生態系等への悪影響を及ぼすかもしれない外来種は、むやみに非自然分布域に「入れない」ことがまず重要です。
- ・捨てない：すでに非自然分布域に入っている、飼っている外来種がいる場合は、野外に出さないために絶対に「捨てない」ことが必要です。
- ・拡げない：野外で外来種が繁殖てしまっている場合は、少なくともそれ以上「拡げない」ことが大切です。

出典：環境省ホームページより作成

三重県内では、近年、アライグマが県内のほとんどの地域で分布しており、主に果樹やスイカ、トウモロコシ、イチゴなどで農業被害が発生しています。

その他にも多くの特定外来生物や生態系被害防止外来種が確認され、特にオオクチバス、オオキンケイギク、ヌートリアなどは、生態系や在来の生物の脅威となっており、生息環境の競合による希少種の駆逐等が県内各地で問題となっています。

さらに、近年では輸入された物品等に付着してヒアリが侵入した事例が県内でも確認されるなど、生活環境への影響が懸念されています。

伊勢市でも、市内の動植物の生息状況を把握することを目的として、生物調査を実施しており、条件付特定外来生物であるミシシッピアカミミガメが確認されています。その他に、植物の特定外来生物であるオオキンケイギクも市内で確認されていますが、まちづくり協議会等で駆除活動を実施し、生息数を減少させた地域もあります。



空地に繁茂するオオキンケイギク



駆除活動実施後

写真提供：東大淀地区まちづくり協議会

●市民・事業者に期待する役割

施策	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・食器等に付着した油汚れは拭き取ってから洗う等、水を汚さないよう心がける ・地域の緑化・植樹活動に参加する ・食材等の地産地消を心がける ・生き物を大切にする ・外来生物の有害性、環境への影響について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない ・自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう ・地域の自然環境や生物多様性に配慮した植栽を取り入れる ・既存木の保全に配慮する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める ・地域や行政が行う緑化活動や、みどりの維持管理活動へ参加・協力する ・事業所内のみどり空間を開放する等、地域と一緒に楽しめる活動を行う ・地域の農林水産物の地産地消を図り、地場産業の発展と環境保全に貢献する

コラム

⑯ 農産物の環境負荷低減の「見える化」の取組

農林水産省では、持続可能な食料システムを構築するため、食料システム全体での環境負荷低減の取組や、国民理解の醸成に向けて環境負荷低減の取組の「見える化」を推進しています。

「みえるらべる」は、農産物に付けられるもので、生産段階における「温室効果ガス削減への貢献」や「生物多様性の保全※」の取組を分かりやすく等級ラベルで表示するものです。

生産者の環境負荷低減の努力が消費者に伝わるとともに、消費者は、環境負荷の少ない農産物を選択することができます。

対象品目は、米、野菜、果実など23品目で、2024（令和6）年3月から本格運用が始まりました。

※生物多様性の保全の評価は米限定です。



みえるらべる

出典：農林水産省ホームページより作成



(2003年撮影)

勢田川七夕大そうじ



(2023年撮影)



勢田川ウォッチング

基本目標

4関連する
SDGs の目標

歴史・文化の薫る、 快適に暮らせるまちの形成

●めざすまちの姿

生活環境の保全を通じて、健康で安全・安心なくらしが確保されています。また、地域の特性に応じた景観の形成、自然や食文化の保全によって、歴史・文化が継承され、まちが持続的に発展しています。

●現状と課題

伊勢は、神宮がご鎮座するまちとして、世界に誇れる歴史・文化等の資源を数多く有し多くの観光客が訪れます。伊勢の歴史・文化資源は神宮の中にあるだけでなく、伊勢のまちなかで感じられることが大切であり、発信していく必要があります。

本市が持続的に発展していくためには、本市の利益だけでなく、伊勢志摩地域、定住自立圏域等の枠組みで、周辺の地域と連携しながら、互いにメリットのある関係性を築いていくことが求められています。

身近な生活環境問題としては、空き地・空き家における雑草の繁茂等の苦情や、犬猫等のペット飼育マナー、公害、不法投棄、路上喫煙等による環境への悪影響についての相談が多く寄せられており、一人ひとりの意識向上が課題となっています。

水資源は、限りある地域共有の財産であり、将来にわたってその恵みを市民が享受できるようにする必要があります。水資源の健全な循環を維持・回復していくために、水源地の保全といった水量・水質両面からの対策を推進していくことが求められています。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1)快適で潤いのある生活環境の保全	①住環境の向上 ②水資源供給の推進 ③美しく潤いのある空間づくり ④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
(2)歴史的・文化的環境の保全	①伊勢の文化の保全・継承 ②良好な景観の形成

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
空家等の除却・管理済等件数（累計）※ ¹	813 件 (2019 年度)	1,829 件 (2023 年度)	2,429 件 (2026 年度)
水源の水質事故件数※ ²	0 件 (2019 年度)	0 件 (2023 年度)	0 件 (2028 年度)
地場産物の食育体験教室を実施する学校の数（累計）※ ³	—	11 校 (2023 年度)	75 校 (2027 年度)

※1 第2期伊勢市空家等対策計画と符合する指標です。2027 年度から 2029 年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※2 伊勢市水道事業ビジョンと符合する指標です。2029 年度の目標値は、同ビジョンにおいて当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。

※3 第4次伊勢市食育推進計画と符合する指標（2023 年度～2027 年度の 5 年間における実施学校数の累計）です。2028 年度から 2029 年度の目標値は、同計画において当該項目に係る指標が新たに設定されたとき、その値に準ずるものとします。



配水場（宮川配水池）



花のあるまちづくり



観光バリアフリー



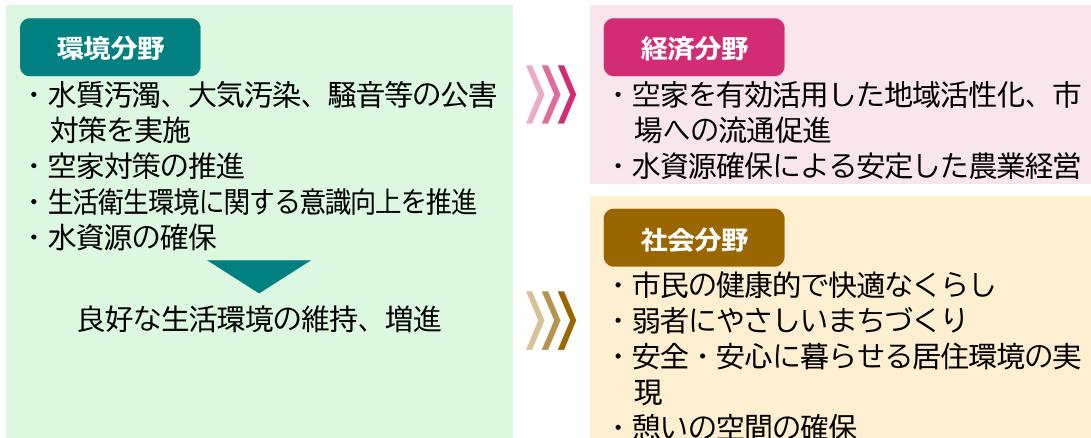
地域の食（蓮台寺柿）

●市の施策内容

施策の方向性（1）快適で潤いのある生活環境の保全

施策	主な取組
①住環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う騒音等の適正管理 騒音等に関する環境基準に基づく指導・啓発 空家バンク制度等による空家の流通・活用、管理不全空家等の解消など、空家等の対策の推進  コラム⑯
②水資源供給の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水源地及び配水場における水質検査の実施 農業を営む上で必要な用水等を確保するための水源確保
③美しく潤いのある空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づく空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て防止対策等の快適な環境づくりの実施 路上喫煙禁止区域における路上喫煙の防止 不法投棄の防止 除草やごみ拾い等の環境美化活動の促進 ペットの飼育マナーの啓発 犬猫の無秩序な繁殖を抑制する取組の支援 市民参加による「花のあるまちづくり」の推進 まちなかにおける緑化の推進 公園緑地の適切な維持管理  コラム⑰ 放置自転車等の撤去・処分等の対策の実施 公共トイレの整備等、快適な観光環境の整備推進
④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共空間・公共施設のバリアフリー化設備等の整備推進 公共施設におけるユニバーサルデザインに配慮した設計の実施 障がい者センター制度等のソフト事業の実施 観光バリアフリー情報の発信

<主なコベネフィット>



路上喫煙禁止区域啓発の様子



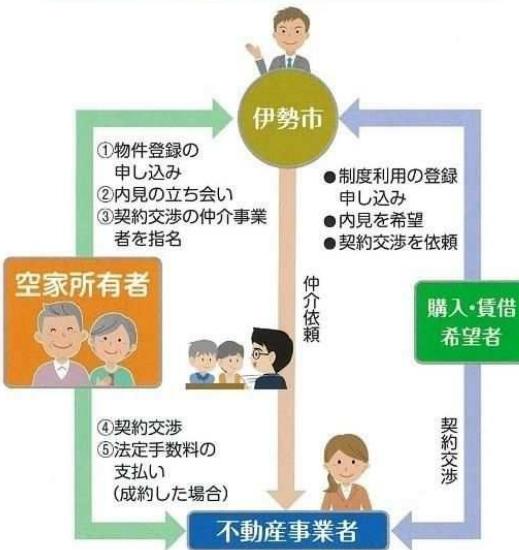
インクルーシブな遊具

コラム**⑯ 伊勢市空家バンク制度**

空家バンク制度は、市内の空家の活用及び流通を促進するために、空家を売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい方を引き合わせ（マッチング）するものです。

利活用の方法については、住宅としての用途に限らず、地域の活動拠点や社会福祉施設、子育て支援施設等、幅広く利活用の希望を募っています。

空家等の発生抑制や管理不全な空家等の解消とともに、移住の促進など、地域の活性化を図っています。

登録の申し込みから成約までの流れ**コラム****⑰ まちなかの緑地「街路樹」**

街路樹は、美しい景観の形成や向上、微気象の調整、大気汚染の防止等の機能があるといわれています。

また、緑陰による快適な歩行空間の形成や、植物からの蒸散による冷却効果を活かしたクールスポットの形成等、暑熱対策への寄与が期待されます。

さらに、地域の生態系に配慮した在来種や、餌となる植物を植栽したり、大規模な樹林地と近接性をもって植栽することで、鳥や飛翔性のある昆虫等の生態系ネットワーク※の拠点や、生息地として機能することが期待され、生物多様性の保全につながります。

※生態系の拠点の適切な配置やつながりのことです。生態系ネットワークの形成は、いきものの生息に十分な規模の「核となる地域」と、それを取り巻く「緩衝地域（核となる地域の外部との相互影響を軽減する地域）」を適切に配置、保全するとともに、生物の分散や移動を可能にし、種や遺伝的な多様性を保全するため、これらの生物の生息・生育地をつなげる「生態的な回廊」を確保することを基本としています。



施策の方向性（2）歴史的・文化的環境の保全

施策	主な取組
①伊勢の文化の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的・文化的資産の保存・継承・活用 ・地域ならではの特徴を持つさまざまな自然や生活文化、食等の資源の発掘、発信 ・地産地消や食育を通じた食文化の継承 ・伊勢志摩国立公園の自然保護の推進
②良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の景観保全活動の推進 ・「伊勢市景観計画」の推進 ・電線類の地中化の推進

<主なコベネフィット>



オヤネザクラ（伊勢市指定 天然記念物）



初穂曳



電線類を地中化した街並み



郷土料理を取り入れた給食

●市民・事業者に期待する役割

施策	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・殺虫剤や農薬等は、適切に使用し、化学物質の放出・漏出を抑える ・野焼き、騒音、振動、悪臭等による近隣への影響を発生させないように心がける ・ポイ捨てをしない等、マナーの向上を心がける ・不法投棄を防止するため土地を適正管理する ・地域の美化活動へ参加する ・生け垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てる ・街路樹や公園のみどりを大切にする ・花とみどりのイベントに参加する ・地域の歴史・文化等に対する理解を深め、景勝地や景観資源等の保全を心がける
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない材料等を利用し、大気汚染の発生を抑制する ・化学物質を適正に管理し、排出削減を図る ・建設工事等による騒音・振動等の発生を抑制する ・公害関連の法令を遵守する ・屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める ●CSR活動において <ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する ・市内の景勝地や景観資源等の保全に協力する



ごみゼロ早朝清掃



花開道

基本目標
5

関連する
SDGs の目標



●めざすまちの姿

市民、事業者及び民間団体との協働による地域づくり・人づくりが進み、一人ひとりに、環境を守る意識が定着し、自らが考え行動できるような、環境文化の根付いたまちになっています。

●現状と課題

地球温暖化や自然破壊等、地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が緊急かつ重要な課題となる中、持続可能な社会づくりに自主的、積極的に取り組む担い手を育む教育・啓発が求められるとともに、家庭や事業所、地域の取組へつなげていく必要があります。

本市では、環境学習の機会として、環境フェア等のイベントや、雑がみ分別チャレンジ等の体験型プログラム等、多様な機会の創出を図るとともに、事業所や大学等との連携により、地域が有する人材・学習教材等を活用した内容の多角化等を行っています。また、学校教育においては、子どもたちが自らの問題としてとらえて、一人ひとりが自分にできることを考え、実践することにつながる環境教育に取り組んでいます。

地域における環境保全活動については、住民や団体等の様々な主体による清掃活動や花の植栽活動等の活動が実施され、地域の環境改善とともに地域のつながりを育む機会となっており、さらに発展・拡大していくことが期待されています。

●市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1)環境教育・環境学習の充実	①環境教育・学習・啓発の充実 ②環境教育等を推進する体制づくり
(2)環境保全活動の促進	①市民・団体による環境保全活動の促進 ②事業者による環境保全活動の促進 ③市民・事業者・行政の連携・協働

●目標指標

項目	基準値	現状値	目標値
市が主催または事業所や大学等と連携して学校・幼稚園・保育所・こども園で実施した環境教育の実施回数	47回 (2019年度)	56回 (2023年度)	90回 (2029年度)
環境教育における事業者との連携協定数	3社 (2019年度)	5社 (2023年度)	10社 (2029年度)
ボランティア清掃ごみ袋の配布数  19	—	715枚 (2023年度)	1,300枚 (2029年度)

コラム

⑯ ボランティア清掃ごみ袋

伊勢市では、清掃活動を、個人または少人数で、気持ちよくかつ連帯感をもって実施していただけるように「ボランティア清掃ごみ袋」を配布しています。

日頃の散歩時や休日の時間における一人あるいは少人数による清掃活動で、多くの方に利用していただいている。

〔配布方法〕

環境課(市役所本庁)、ごみ減量課(西豊浜町)、各総合支所生活福祉課の窓口で配布します。

〔そうじ後の袋の取扱い〕

ボランティア清掃ごみ袋に入れた燃えるごみは、各地区の収集日にごみ集積所に出していくだけです。



ボランティア清掃ごみ袋

●市の施策内容

施策の方向性（1）環境教育・環境学習の充実

施策	主な取組
①環境教育・学習・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題やその対策について考える機会の充実 ・自然観察等の体験学習の機会の充実 ・市民に向けた出前講座による環境学習の推進 ・市ホームページや広報いせを活用した情報発信の強化 ・学校における環境教育の充実 ・稻作、漁業関連施設の見学等の農水産業体験の機会の充実
②環境教育等を推進する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との連携による環境教育・環境学習の推進 ・環境教育・環境学習の機会に対する講師や施設の情報提供

<主なコベネフィット>



ごみに関する出前講座

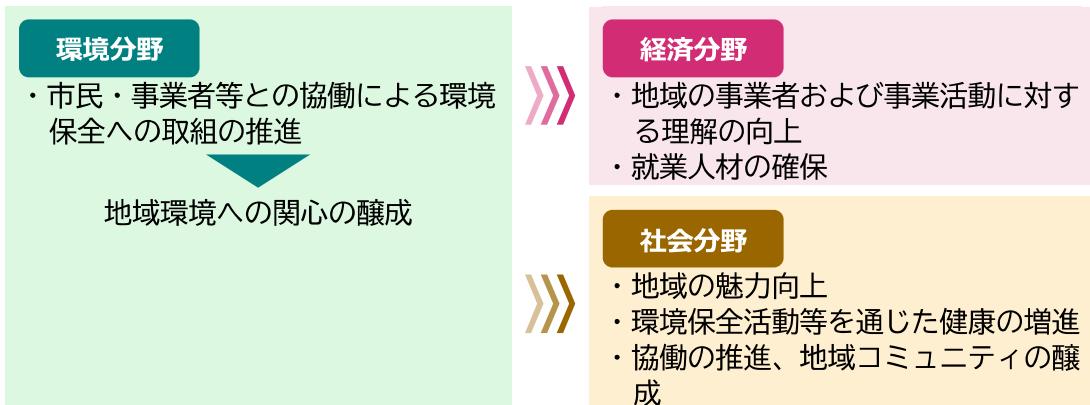


水産教室

施策の方向性（2）環境保全活動の促進

施策	主な取組
①市民・団体による環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による自主的な環境配慮活動の促進 ・自治会やまちづくり協議会等による環境保全活動の促進
②事業者による環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が実施する生物多様性活動や清掃活動との連携・支援 ・環境マネジメントシステム等に関する情報提供
③市民・事業者・行政の連携・協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市環境会議等の協働事業の推進 ・各主体間の情報共有・連携の促進

<主なコベネフィット>



海岸清掃活動



伊勢市環境会議の活動

コラム

② 市民・事業者・行政等の連携による取組

本市では、出前講座やイベントなど、伊勢市環境会議をはじめ、市民・事業者・行政等が協働して多くの環境教育や環境保全活動などを実施しています。

〔伊勢市環境会議〕

伊勢市環境会議は、市の環境保全・環境意識の向上を目的に、市民や企業の代表者、行政等により2013（平成25）年4月に発足しました。

毎月の定例会において会員が知恵を出し合い、協力して啓発事業等を行っています。

また、市内の幼稚園・保育所・こども園で紙芝居やエプロンシアターなどを活用した出前講座を実施しています。



〔皇學館大学との連携による環境教育〕



皇學館大学と市は、文化・教育・学術等の分野で相互に機能向上を図るとともに、地域の活性化と人材の育成を図ることを目的に、2008（平成20）年7月11日に連携協定を締結しています。

環境分野における連携として、教育学部生物学ゼミ及び理科教育学ゼミによる、小学校での昆虫を活用した出前講座などを実施しています。

〔事業者における環境教育〕

事業者においては、事業者自らの企画による環境教育などが社会貢献活動として実践されており、各事業者が有する人材・学習教材となりうる資材の提供等の協力をいただくことで学習環境の充実を図るために、環境教育に関する協定書を締結しています。

協定に基づき、市内の小中学校向けに環境出前講座等を実施しています。



●市民・事業者に期待する役割

施策	主な取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する本や記事等を読むことで環境に関する理解を深める ・「勢田川七夕大そうじ」、「二見浦海岸清掃」、「花のあるまちづくり」等、地域の環境の維持管理や、清掃・美化活動等に取り組む ・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加する ・環境監視員、地球温暖化防止活動推進員として登録し、活動する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した経営に取り組む ・ISO14001、M-EMS（三重県環境マネジメントシステム認証制度）等の環境マネジメントシステムを導入し、環境への取組を進める ・環境配慮技術・製品の開発や製造等、新たな環境ビジネスにチャレンジする ●CSR活動において <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加・協力する ・地域住民向けの環境講座等を実施する ・従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する ・環境に関する情報提供を行う（環境報告書等の作成・公表等）

第4章 伊勢市地球温暖化防止実行計画

(1) 事務事業編・区域施策編に共通する基本事項

●計画改定の背景

人間の活動で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。世界では、既に平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測されており、また、熱中症等の健康への影響や、農作物への甚大な被害等、健康面や経済面への影響も生じています。日本でも強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測されています。

このような中、「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2°C より十分低く抑えるとともに、 1.5°C 未満に抑えるための努力を追求することが掲げられました。また、SDGsにおいても、気候変動対策が17の目標の一つ（目標13：気候変動に具体的な対策を）として位置づけられています。

パリ協定を受けて気候変動に対する国際的な動きが加速しており、多くの国が2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル」を表明しています。日本でも2020（令和2）年10月、菅首相（当時）が国会における所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021（令和3）年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、パリ協定・2050年カーボンニュートラル等を踏まえた基本理念が新設されるとともに、同年10月には「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標が掲げされました。

また、三重県は、2019（令和元）年12月、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、2021（令和3）年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しましたが、国のカーボンニュートラルの動向を受け、2023（令和5）年3月に計画を改定しました。

本市においても、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す自治体として、2022（令和4）年10月10日に「ゼロカーボンシティいせ」を表明しました。今後、市民・事業者等との連携を図りながら、より一層の取組を進める必要があります。 コラム②

㉑ 長期的な温室効果ガス排出量の目標

本市は、2022（令和4）年10月に「ゼロカーボンシティいせ」を宣言しています。そのため、2050年度には温室効果ガス排出量を、全体としてゼロ※にすることを目指します。※二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。

ゼロカーボンシティいせ ～脱炭素な伊勢市の実現をめざして～

伊勢市は、神宮林や朝熊ヶ岳をはじめとする豊かな緑、“清流”宮川・五十鈴川、白砂青松の名勝二見浦、波穏やかな伊勢湾など自然環境に恵まれ、古来、伊勢の地は「^{うまい}国」と呼ばれてきました。先人たちが守り育んできた、この豊かな自然を後世に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

一方、地球規模での環境問題がクローズアップされている今日、一人ひとりが環境を意識し、資源やエネルギーを大切にする持続可能な循環型社会を目指していくことが求められています。また、近年、頻発する大規模な自然災害や異常高温などの要因となっている地球温暖化への対応は「待ったなし」の状況にあり、我が国においては、温室効果ガス排出を全体として実質ゼロにする2050年カーボンニュートラルを目標に掲げ、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

伊勢市はこれまで、住宅・公共施設への太陽光発電システムの導入、エコドライブの推進、電気自動車の普及、電気バスの導入支援、学校での環境教育など、様々な地球温暖化対策の取組を進めてきました。今後は、脱炭素社会の実現に向け、これまでの取組はもとより、再生可能エネルギーの導入、脱炭素型のライフスタイルや事業活動の実践、温室効果ガスの吸収源対策を広げていくために、行政のみならず、市民、事業所、あらゆる関係団体との連携を図りながら、より一層の取組を進めてまいります。

私たちは、この地に暮らす者の責務として、市民力を結集し2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティいせ」をここに表明します。



2022年10月10日
伊勢市長 鈴木健一

●計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」（以下「本実行計画」という。）として策定するものです。

本実行計画は、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」をあわせたものです。

本実行計画は、本市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出削減目標とともに、目標達成のために取り組むべき施策と取組を示すものです。

●計画の期間

本実行計画の期間は、環境基本計画と同じ2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までとします。

なお、国の目標を考慮し、基準年度を2013年度、目標年度を2030年度と設定します。

また、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、環境基本計画の見直しにあわせて本実行計画を見直すこととします。

●計画の範囲

本実行計画の範囲は、環境基本計画と同様に伊勢市全域とします。

●対象とする温室効果ガス

本実行計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類を対象とします。

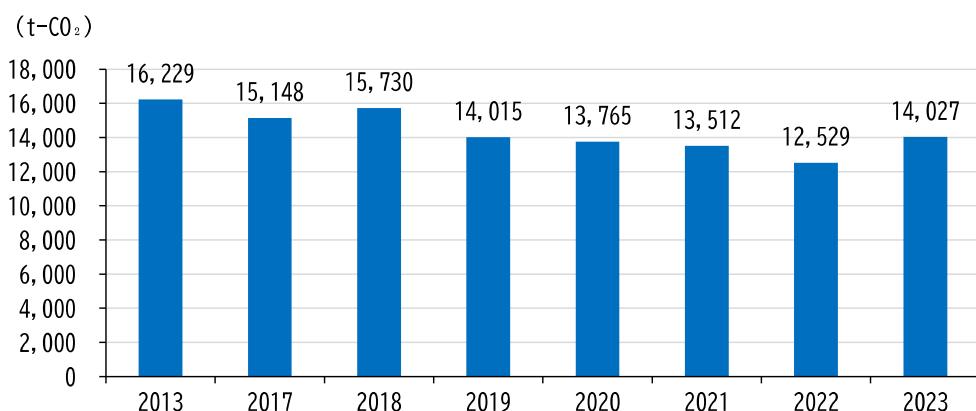
- ①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン
⑤パーフルオロカーボン ⑥六ふつ化硫黄 ⑦三ふつ化窒素

(2) 事務事業編

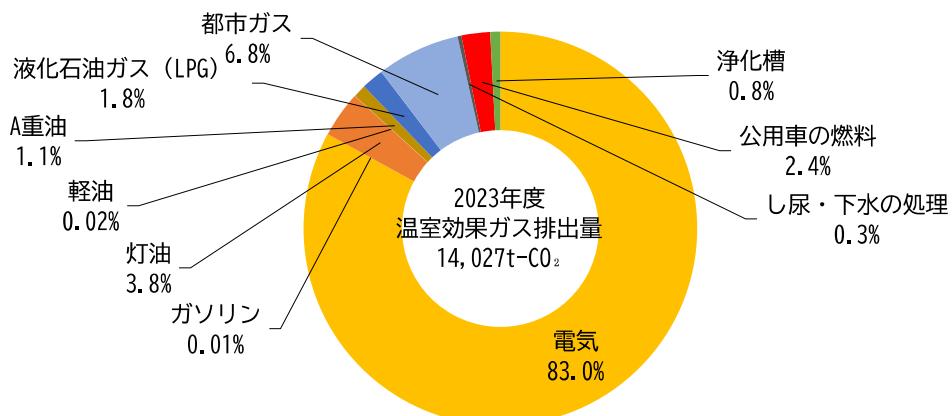
●市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の現況

本市の事務事業における温室効果ガス排出量は、省エネルギーの取組、燃料転換・電化、電力排出係数の低減などにより、基準年度の2013年度から直近の2023(令和5)年度までに約2,200t-CO₂(約13.6%)削減しています。原因別の排出量の構成比は、電気が約80%を占めています。

なお、本実行計画における事務及び事業による温室効果ガス総排出量の算定範囲は、市が行うすべての事務事業（上下水道事業を含む。）及び市が所有するすべての施設（公用車等の付属物や指定管理者制度により管理運営する施設を含む。）を対象とし、病院や議会事務局等においても、市役所と同一または隣接する施設に入居している場合は、当該施設全体を対象とします。



※電力の排出係数は調整後の値を使用
事務事業における温室効果ガス排出量の経年変化



本市の事務事業における温室効果ガス排出量の原因別の構成比（2023年度）

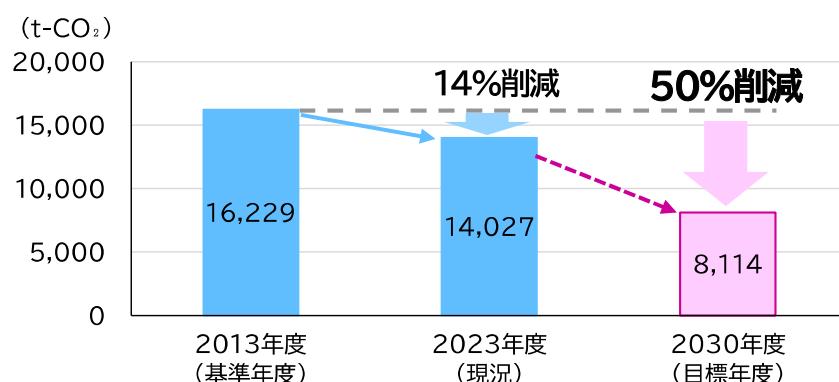
●市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、2021（令和3）年10月に改定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度の国内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標を掲げています。この目標達成に向け、政府として率先実行することが必要な状況にあるとの認識のもと、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（2021（令和3）年10月22日閣議決定）では、「2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減する」という目標を掲げています。

本市においても、国の削減目標の趣旨を踏まえた率先的な取組の実施が期待されていることから、本実行計画では、政府実行計画の目標に準じた「温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減すること」を目標とします。

«市の事務及び事業における温室効果ガス削減目標»

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比**50%削減**する。



●市の事務事業における地球温暖化対策

本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を実行します。

●電気、燃料の使用量の抑制

【電気使用量の削減】

- ・倉庫、更衣室、会議室、廊下、トイレ等の照明は、使用時のみ点灯します。
- ・昼休みは、来庁者の多い職場を除き、消灯に努めます。
- ・OA機器は、省エネモードや自動電源OFF設定を活用するとともに、一定以上の時間使わない場合は電源を落とすよう努めます。
- ・冷暖房時の室温の適正化（冷房28°C、暖房19°C）に努めます。
- ・職員のエレベーター及び自動ドアの使用を控えます。

【公用車の燃料使用量の削減】

- ・公用車の駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控える等、環境に配慮した運転方法（エコドライブ）を徹底します。
- ・出張時には公共交通機関を優先的に利用し、同じ方面の場合は公用車に相乗りします。
- ・公務時の近距離移動手段として徒步、自転車の利用に努めます。
- ・ウェブ会議を活用し、公用車利用の抑制に努めます。

●省エネ効果の高い設備等への更新

- ・市の公共施設の新設、改築等にあたっては、温室効果ガスの排出削減のため、環境負荷を軽減し、省エネルギーに配慮した設計と設備・機器等の導入に努めます。
- ・空調設備等の設置に際しては、エネルギー効率の高い機器を導入します。
- ・照明については、LED照明やセンサー式照明等、消費電力の少ない設備への計画的な更新を行います。
- ・公用車の更新や新規購入にあたっては、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等）の導入を進めます。

●再生可能エネルギーの導入

- ・市が保有する建築物及び土地への太陽光発電設備の導入を進めます。
- ・再エネの有効利用及びレジリエンス強化のため、蓄電池の導入を進めます。
- ・市の公共施設において、再生可能エネルギー電力の調達を進めます。

● その他の事務及び事業にあたっての温室効果ガスの排出削減等への配慮

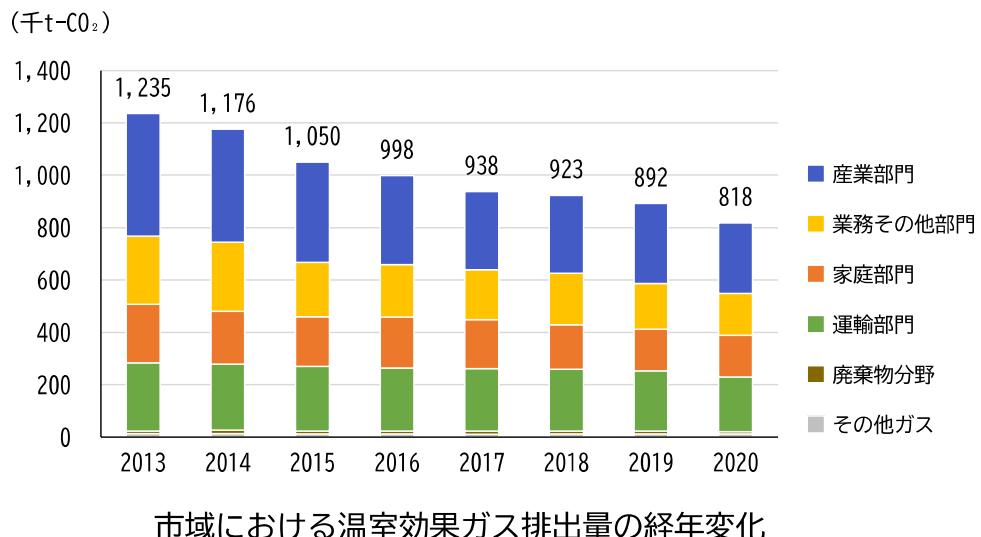
- 用紙類の使用量を削減するため、両面印刷、集約印刷、会議の配布資料の簡素化やタブレット端末使用等、ペーパーレス化を進めます。
- 「ノーマイカー・デー」を周知し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨します。
- 庁舎等におけるリサイクルの徹底により廃棄物を減量します。
- プラスチックごみの削減に向け、リサイクルの徹底及びマイボトル・マイカップの運動を推進します。
- 市の公共施設の新設、改築等にあたっては、地域材を優先した木造化や木質化を図ります。

(3) 区域施策編

● 市域における温室効果ガス排出量の現況

本市の2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量^{*}は約818千t-CO₂であり、2013年度以降、エネルギー使用量の減少、電力排出係数の低減などにより、年々減少傾向にあります。2020(令和2)年度における温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門が全体の3割程度を占めており、そのうちの大部分が製造業からの排出となっています。

^{*}2020年度における温室効果ガス排出量は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する、製造業の生産量の減少や、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等、平常時とは異なる減少要因が含まれており、経年の傾向とは異なっています。



●市域における温室効果ガス排出量の将来推計（2030年度）

●現状趨勢ケース

現状趨勢ケースとは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量の推計値で、2030年度の温室効果ガス排出量は、約868千t-CO₂であり、2013年度比で約30%削減する見込みです。

現状趨勢における温室効果ガス排出量

ガス・部門		基準年度	現況	現状趨勢ケース	
		2013年度	2019年度※	2030年度	
		排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	2013年度比 増減率
二酸化炭素	産業部門	467	305	305	-34.7%
	業務その他部門	261	176	176	-32.7%
	家庭部門	224	159	140	-37.4%
	運輸部門	259	229	226	-12.8%
	廃棄物分野	11	12	10	-7.6%
	メタン・一酸化二窒素	13	12	11	-12.7%
合計		1,235	892	868	-29.7%

※2020年度における温室効果ガス排出量は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する平常時とは異なる温室効果ガス排出量の減少要因が含まれているため、2019年度を現況値としました。

●対策ケース

対策ケースは、削減対策を実施した場合の温室効果ガス排出量の推計値で、「電力排出係数の低減」、「市と国等との連携による削減対策」、「再生可能エネルギーの導入」、「市による廃棄物の削減対策」を見込んでいます。

対策ケースで見込んだ温室効果ガス排出量削減対策

削減対策の項目	
電力排出係数の低減	電力排出係数の低減による削減見込量 (2019年度：0.43 kg-CO ₂ /kWh→2030年：0.25 kg-CO ₂ /kWh)
市と国等との連携による削減対策	国が2030年に温室効果ガス排出量2013年度比46%削減を達成するために実施する対策による削減見込量
再生可能エネルギーの導入	伊勢市における再生可能エネルギーポテンシャルに基づき導入が進んだ場合の削減見込量
市による廃棄物の削減対策	廃棄物の焼却量減少による削減見込量

対策ケースにおける温室効果ガス排出量

(千t-CO₂)

ガス・部門		2013年度 基準年度 排出量	2030年度					2030年度 対策ケース 排出量 ①-(②+③+④+⑤)	2013年度比 増減率
			現状趨勢 ケース 排出量	電力排出係 数の低減 削減量	市と国等との 連携による 削減対策 削減量	再生可能 エネルギー の導入 削減量	市による 廃棄物の 削減対策 削減量		
		①	②	③	④	⑤			
二酸化炭素	産業部門	467	305	45	19	3	-	238	-49%
	業務その他部門	261	176	53	18	3	-	101	-61%
	家庭部門	224	140	38	19	2	-	82	-63%
	運輸部門	259	226	3	18	0	-	205	-21%
	廃棄物分野	11	10	-	-	-	5	5	-55%
メタン・一酸化二窒素		13	11	-	1	-	-	10	-21%
合計		1,235	868	139	75	8	5	641	-48%

※端数処理を行っているため合計値が合わない場合があります。

コラム

㉚ 市と国等との連携による削減対策の例

国等との連携による削減対策の主な取組の例は、以下のとおりです。

【産業部門】

- ・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
- ・燃料転換の推進
- ・FEMS（工場エネルギー管理システム）を利用した徹底的なエネルギー管理の実施

【業務その他部門】

- ・建築物の省エネルギー化
- ・高効率な省エネルギー機器の普及・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上
- ・BEMS（ビルのエネルギー管理システム）の活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施

【家庭部門】

- ・住宅の省エネ化
- ・高効率な省エネルギー機器の普及
- ・HEMS（家庭のエネルギー管理システム）・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施

【運輸部門】

- ・次世代自動車の普及、燃費改善
- ・公共交通機関及び自転車の利用促進
- ・脱炭素型ライフスタイルへの転換

【メタン・一酸化二窒素】

- ・農地土壤に関連する温室効果ガス排出削減対策

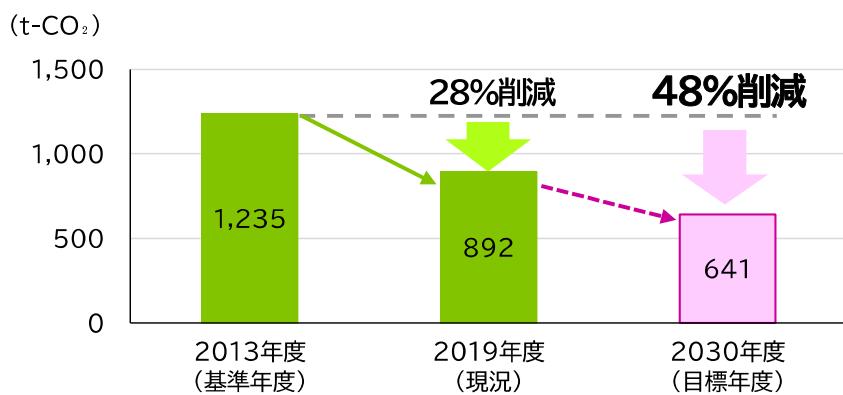
●市域における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、2050年カーボンニュートラルを踏まえ、2021（令和3）年10月に「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減することをめざしています。

本市においては、今後、温室効果ガス排出量を削減する対策を積極的に実施することで、2013年度比で48%の削減が見込まれています。そのため、国の目標を上回る、「温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で48%削減すること」を目標とします。

«市域における温室効果ガス削減目標»

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比**48%削減**する。



●地球温暖化の防止に関する取組

市域の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、「第3章（2）施策の推進」に掲載している事項のうち、地球温暖化防止に関するものを推進します。

●再生可能エネルギーの利用の促進

【伊勢市の取組】

- ・公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入
- ・住宅等の太陽光発電設備及び蓄電池の設置を促進
- ・関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン等に基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入
- ・未利用の再生可能エネルギーの導入検討  **コラム④**

【市民の取組】

- ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを導入する
- ・HEMS（家庭のエネルギー管理システム）、家庭用燃料電池、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う

【事業者の取組】

- ・再生可能エネルギーを積極的に導入する
- ・環境負荷の小さい電力を調達する

コラム

㉓ 家庭における太陽光発電の利用

戸建て住宅で、5kWの太陽光発電設備を導入した場合、約6,000kWh/年^{※1}の年間発電電力量が見込まれます。この電力を、全て家庭の電気機器で利用した場合、暮らしから排出される温室効果ガスを、約2,580kg-CO₂^{※2}削減することにつながります。



[家庭で使用する電気機器の年間消費電力量の例^{※3}]

蛍光灯（電球型）	1台	約230 kWh/年	12Wの蛍光灯、1日あたりの平均点灯時間が約5.5時間の場合
蛍光灯（シーリングライト）	1台	約140 kWh/年	68Wの蛍光灯器具、1日あたりの平均点灯時間が約5.5時間の場合
テレビ	1台	約200 kWh/年	液晶テレビ4K・50インチ以上、1日あたりの平均視聴時間が約5.1時間の場合
冷蔵庫	1台	約280 kWh/年	間冷式、内容積501リットル以上の場合
エアコン	1台	約680 kWh/年	冷房能力2.2kW（6畳）の場合

※1 年間発電電力量(kWh/年) = 設備容量(kW) × 設備利用率(%) × 24(時/日) × 365(日/年)
設備利用率=13.7%（出典に掲載された太陽光発電(10kW未満)の値を使用した）

出典：「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」（2016年12月、経済産業省 調達価格等算定委員会）

※2 温室効果ガス排出量(kg-CO₂) = 年間発電電力量(kWh/年) × 電力排出係数(kg-CO₂/kWh)
電力排出係数=0.43(kg-CO₂/kWh)（中部電力ミライズ(株)基礎排出係数 2019年度実績）

※3 「省エネ性能カタログ2023年版」（経済産業省 資源エネルギー庁）を参考に作成

●省エネルギー対策の推進

【伊勢市の取組】

- ・公共施設における省エネ効果の高い設備等への更新
- ・家電等、家庭で使われる機器の購入や買替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換の促進
- ・電気自動車等の普及促進
- ・省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルの促進
- ・事業所における省エネ診断等の促進
- ・公共施設における電気、燃料、用紙等の使用量の抑制
- ・エコドライブの普及促進
- ・自転車の利用機会を拡大
- ・みえエコ通勤デーの啓発等による公共交通の利用を促進

【市民の取組】

- ・省エネルギーや環境に配慮した行動を心がける
- ・打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする
- ・時間指定や受取場所指定の利用、宅配ボックスの設置等、宅配の再配達を削減する受け取り方を選択する
- ・駐停車時のアイドリングストップ、発進時のふんわりアクセル等、エコドライブに努める
- ・省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調機器、照明器具、家電製品等を選択する
- ・車の買い替え時には電気自動車やハイブリッド自動車等を選択する

【事業者の取組】

- ・打ち水の実施や緑のカーテンの育成等、身近な暑さ対策を行う
- ・冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する
- ・効率の良い配送や運送に努める
- ・エネルギー管理を実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める
- ・カーボン・オフセット等の制度を活用し、温室効果ガス排出量削減を図る
- ・駐停車時のアイドリングストップ、発進時のふんわりアクセル等、エコドライブに努める
- ・環境負荷の少ない自動車を利用する
- ・オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する
- ・高効率な空調設備、照明機器等を導入し、設備機器を適切に維持管理する
- ・BEMS（ビルのエネルギー管理システム）を導入する
- ・環境負荷の小さい自動車を選択する

●脱炭素型のまちづくりの推進

【伊勢市の取組】

- ・「伊勢市立地適正化計画」に基づく拠点となる地域への機能集約と活性化
- ・連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進
- ・鉄道、バス等の公共交通の利用促進
- ・観光交通渋滞対策の推進
- ・電気バスの利用促進
- ・自転車を利用しやすい道路、駐輪場等の整備の推進
- ・森林・農地の保全、都市緑化等の推進による吸収源対策
- ・公共施設等への木材利用の推進
- ・まちなかにおける緑化の推進
- ・公園緑地の適切な維持管理

【市民の取組】

- ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
- ・生け垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てる
- ・街路樹や公園のみどりを大切にする
- ・地域の緑化・植樹活動に参加する

【事業者の取組】

- ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
- ・連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進
- ・駅のバリアフリー化等の機能向上
- ・屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める

●資源循環型まちづくりの推進

【伊勢市の取組】

- ・ごみを出さないライフスタイルやビジネススタイルへの転換の推進
- ・「食品ロス」削減に関する広報活動の推進
- ・事業者等と連携した「食品ロス」削減への取組の推進
- ・プラスチックごみの排出抑制のためのマイバッグ、マイボトル等の推進
- ・リユースショップ、フリーマーケット、バザー等の利用促進
- ・粗大ごみの再利用の推進
- ・生ごみ処理機を利用した生ごみの減量化、堆肥化の支援
- ・雑がみの分別の推進
- ・自治会等による集団回収の促進
- ・プラスチックごみ等の資源化の促進
- ・再生利用品の購入、使用の促進
- ・ごみ分別の徹底、習慣化の促進
- ・指定の分別ができていないごみの排出者に対する指導の強化
- ・事業系ごみの搬入検査による適正排出の推進
- ・ごみの組成調査による分別実態の把握

【市民の取組】

- ・ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める
- ・食品ロスを出さない調理、食事を心がける
- ・生ごみの水切りを習慣化する
- ・家具等は修理する等、できるだけ長く使う
- ・排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する
- ・ごみの分別意識を高め、習慣化する
- ・商品の過剰な購入を控える
- ・食品ロスを出さない買い物や外食等を心がける
- ・マイバッグやマイボトル、マイ箸等を使用する
- ・フリーマーケットやリユースショップ等を活用する

【事業者の取組】

- ・ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える
- ・ごみと資源の分別を徹底する
- ・排出者処理責任を遂行する
- ・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
- ・まだ食べられる食品の廃棄削減に取り組む
- ・必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める
- ・買い物客のマイバッグ持参を支援する
- ・流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
- ・販売した製品のリサイクル回収を行う
- ・建設工事における廃棄物の発生を抑制する

コラム

㉔ 廃棄物エネルギーによる脱炭素の取組

温室効果ガスの排出量を削減するためには、石油などの化石燃料や化石燃料由来のエネルギーの使用量を減らす必要があります。

その一つの方法として、廃棄物処理施設で発生した熱を、蒸気や温水、電気として、有効に利用することが考えられます。

例えば、廃棄物処理施設で発生した熱を利用して作られた温水を、近隣の温水プールや浴場で利用したり、排熱をハウス栽培に活用したりする事例があります。

また、自治体とエネルギー会社等の共同出資による「自治体新電力会社」を設立し、廃棄物処理施設で発生した熱を利用して発電した電気を買い取り、公共施設で利用する取組を実施する自治体もあります。

廃棄物処理施設の発電の一部は、バイオマス由來の再生可能エネルギーなので、その活用は脱炭素社会の実現につながります。



コラム

㉕ エネルギーの地産地消

エネルギーの地産地消とは、地域内で生産した電気などのエネルギーを、地域内で消費する取組のことです。この取組は、非常時のエネルギー確保や、温室効果ガスの排出量削減などの効果が期待されています。

また、地域のポテンシャルに応じた形で、再生可能エネルギーなどの「地域活用電源」を育成するとともに、発電によって得られる電気や熱、収益を様々な地域課題の解決や地域貢献に活かしていくことや、エネルギーの流出及び地域外への資金の流出を防ぎ、地域内で資金を回して、地域産業の振興・雇用の創出・地域の魅力向上に繋げていくことで、地域活性化が期待されます。

出典：経済産業省ホームページより作成

コラム

㉖ 国民運動「デコ活」

デコ活とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイル変革を強力に後押しするための、新しい国民運動です。

デコ活では、今から約10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する「新しい豊かな暮らし」を提案しています。



●デコ活アクション一覧

[まずはここから]

- ・電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
- ・こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
- ・感謝の心 食べ残しそれ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
- ・つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）

[ひとりでにCO₂が下がる]

- ・高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
- ・環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
- ・太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる

[みんなで実践]

- ・クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
- ・ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
- ・地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
- ・できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
- ・はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
- ・宅配便は一度で受け取る

出典：環境省ホームページ

第5章 伊勢市気候変動適応計画

(1) 基本事項

●計画策定の背景

【緩和と適応】

近年、世界中で集中豪雨や干ばつ、熱波、寒波などの異常気象による災害が様々な形で発生しており、これらは地球温暖化によるものと考えられています。

我が国においても全国的に気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などの気候変動の影響は既に現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

地球温暖化による被害を回避または低減するために備える取組を「適応策」といいます。「緩和策」は二酸化炭素の排出を抑制し、気候変動を最小限にするための取組ですが、「適応策」は気候変動の影響に対し、自然や社会の在り方を調整する取組です。

仮に、二酸化炭素排出量を直ちに大幅に削減できたとしても、気候変動と様々な分野にもたらされるその悪影響は直ちには止まることはありません。



【気候変動適応計画の策定】

2018（平成30）年に気候変動適応法が施行されたことで、適応策の法的位置づけが明確化され、国・地方公共団体・事業者・国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。気候変動適応法第12条では、都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされ、自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動への「適応策」が求められています。

国は、2021（令和3）年度に新たな「気候変動適応計画」を閣議決定しました。さらに、2023（令和5）年度には法改正により、熱中症対策が追加されました。

国の「気候変動適応計画」は、気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指すことを目標としており、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7分野について、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。



こうしたことから、今後の地球温暖化対策は、引き続き「緩和策」を進めることも重要ですが、顕在化してきている気候変動への「適応策」も併せて進めていく必要があります。

本計画では、適応策を講じていくにあたって、国の「気候変動影響評価報告書」及び三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画」等を活用して、気候変動における影響の現状と将来予測される影響の整理や気候変動における影響評価を行い、その課題に対して回避・軽減するための、地域の特性に応じた適応策を推進します。

●計画の位置づけ

本計画は、「気候変動適応法」第12条に基づき、「伊勢市気候変動適応計画」(以下「本適応計画」という。)として策定するものです。

●計画の期間

本適応計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までとします。

なお、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、環境基本計画の見直しにあわせて本適応計画を見直すこととします。

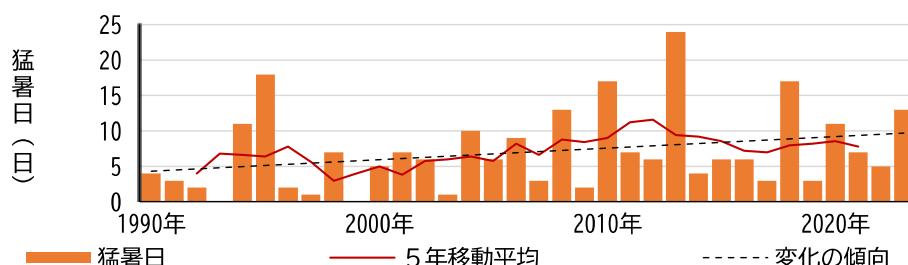
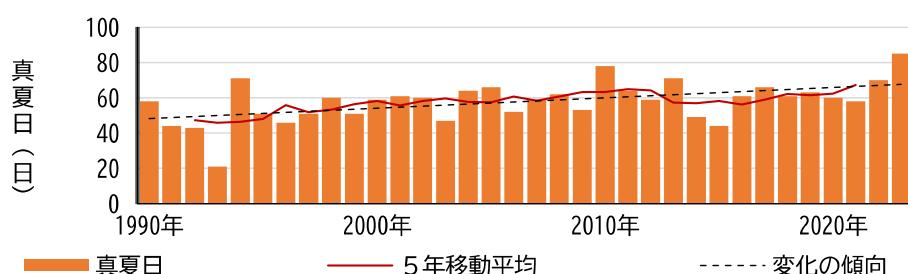
●計画の範囲

本適応計画の範囲は、環境基本計画と同様に伊勢市全域とします。

(2) 三重県の気候の変化

●気温

伊勢市の年平均気温は高くなる傾向にあり、真夏日および猛暑日の日数も増加傾向にあります。



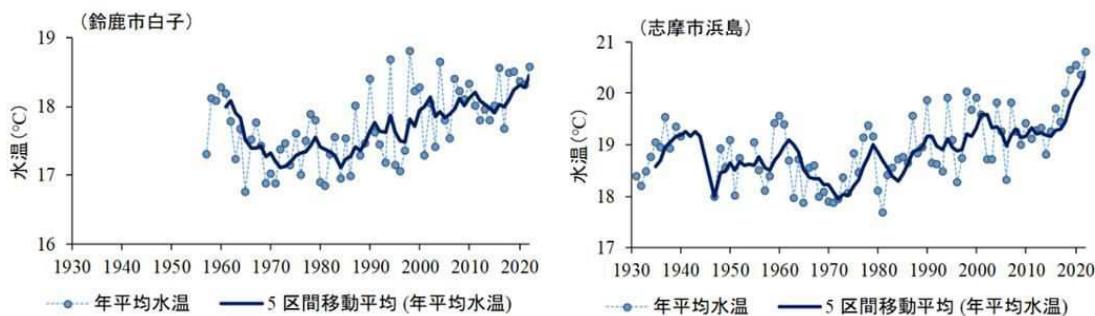
また、三重県における21世紀末の年平均気温は、20世紀末に比べて、約1.3°C～4.2°C上昇し、猛暑日の年間日数は、5日～30日程度増加すると予測されています。

	RCP2.6 シナリオ	RCP8.5 シナリオ
年平均気温	約1.3°C上昇	約4.2°C上昇
猛暑日の年間日数	5日程度増加	30日程度増加

出典：三重県の気候変動（令和4年3月津地方気象台・東京管区気象台）
※RCP2.6 シナリオ：厳しい対策により、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した場合のシナリオ
※RCP8.5 シナリオ：厳しい対策をとらずに、温室効果ガスの排出を続けた場合のシナリオ

●海水温

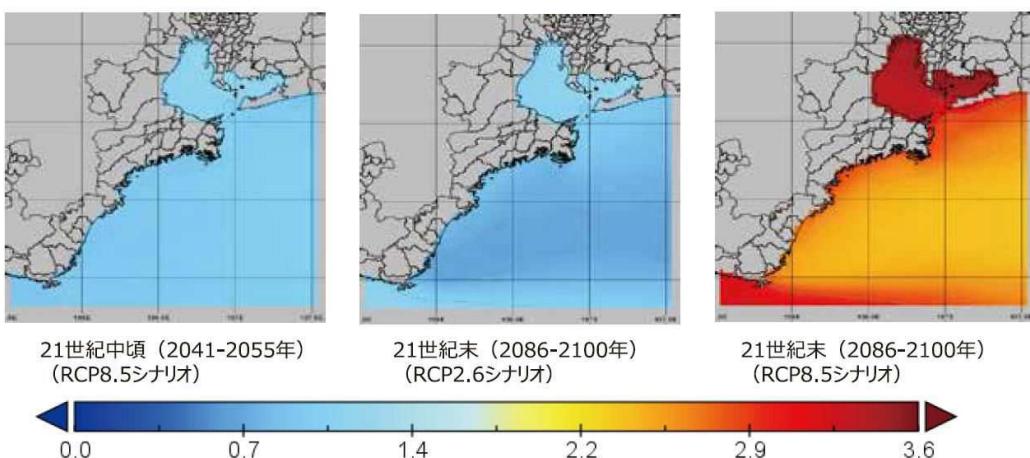
三重県沿岸の海面付近の年平均水温は上昇する傾向にあります。



出典：三重県水産研究所

三重県沿岸の海面付近の年平均水温

また、このまま温室効果ガスを排出し続けた場合、21世紀末には、三重県沿岸の海水温が、基準年（1991年～2005年）と比べて2°C～3°C以上、上昇すると予測されています。

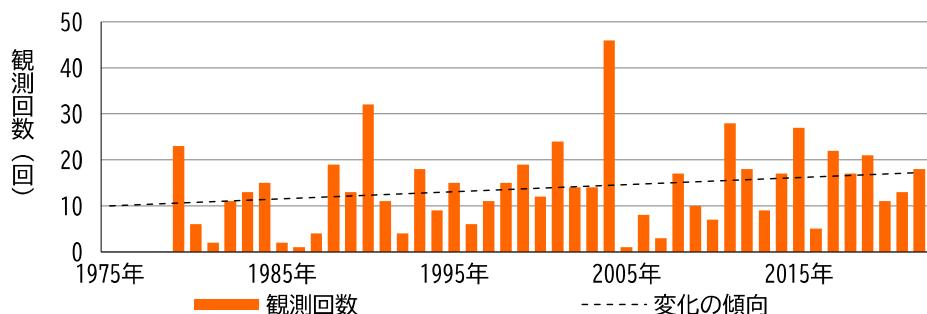


出典：これからどうなる 三重の海とさかな（令和4年2月、三重県気候変動適応センター）
※RCP2.6シナリオ：厳しい対策により、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した場合のシナリオ
※RCP8.5シナリオ：厳しい対策をとらずに、温室効果ガスの排出を続けた場合のシナリオ

三重県沿岸の平均水温の変化（1991年～2005年を基準とした上昇幅）

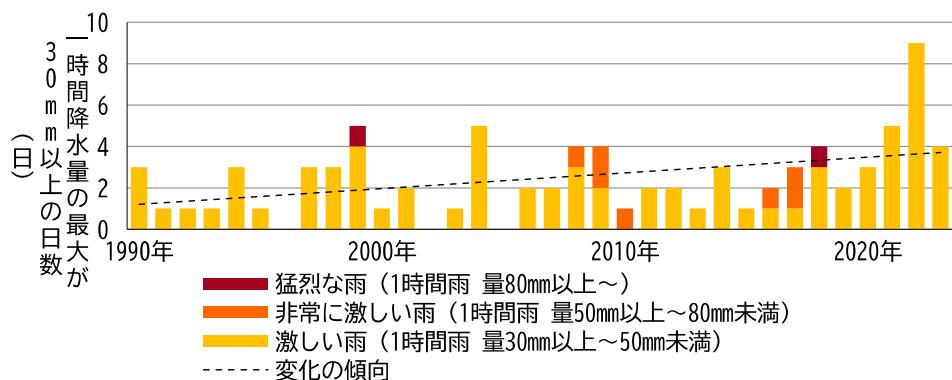
●降水量

三重県の1時間降水量50mm以上の年間観測回数は、増加しており、伊勢市における激しい雨の発生日数も増加する傾向にあります。



出典：三重県の気候変動（令和4年3月津地方気象台・東京管区気象台）より作成
※三重県内20地点あたりの1時間降水量50mm以上の年間観測回数（1979年～2022年）

三重県の1時間降水量50mm以上の年間観測回数



出典：過去の気象データ・ダウンロード（気象庁ホームページ）より作成
※小俣気象観測所の1時間降水量の最大が30mm以上の日数を示す（1990年～2023年）

伊勢市の激しい雨の発生日数

また、三重県における21世紀末の短時間強雨の頻度は、20世紀末に比べて、約1.5倍～約1.7倍に増加すると予測されています。

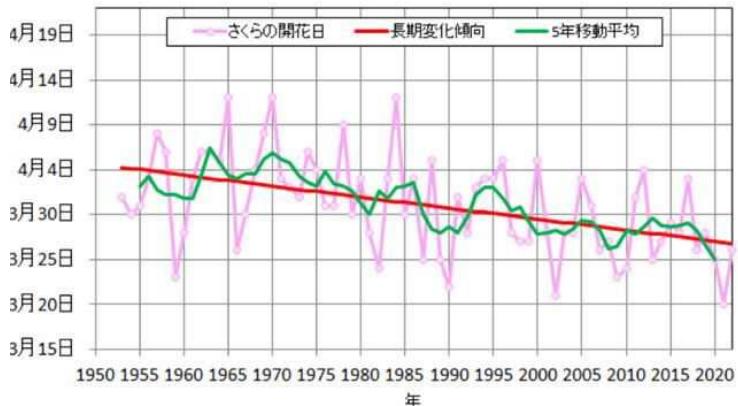
	RCP2.6シナリオ	RCP8.5シナリオ
短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の降る頻度	約1.5倍に増加	約1.7倍に増加

出典：三重県の気候変動（令和4年3月津地方気象台・東京管区気象台）
※RCP2.6シナリオ：厳しい対策により、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した場合のシナリオ
※RCP8.5シナリオ：厳しい対策をとらずに、温室効果ガスの排出を続けた場合のシナリオ

●生物季節

津地方気象台では津偕楽公園のソメイヨシノを標本木として、さくらの開花時期の経年変化を観測しています。さくらの開花は、標本木の花が5~6輪開いた状態で開花となります。

津偕楽公園におけるさくらの開花は50年につき6日ほど早くなっています。

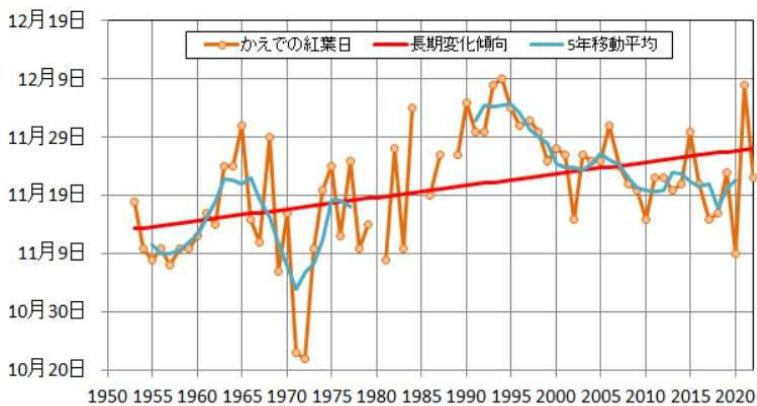


出典：津地方気象台

津のさくら（ソメイヨシノ）開花日の変化

また、津地方気象台では津偕楽公園のイロハカエデを標本木として、かえでの紅葉時期の経年変化を観測しています。かえでの紅葉は、標本木全体を見めた時、葉の大部分が紅色になり、緑色がほとんど認められなくなった状態で紅葉となります。

津偕楽公園におけるかえでの紅葉は50年につき10日ほど遅くなっています。



出典：津地方気象台

津のかえで（イロハカエデ）紅葉日の変化

(3) 気候変動の影響と主な適応策

●本市で優先的に対策を進めるべき分野

伊勢市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、以下の2つの観点から、伊勢市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- (1)三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画」において気候変動の影響と適応策が示された項目のうち、国の「気候変動影響評価報告書」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、伊勢市に存在する項目。
- (2)伊勢市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは伊勢市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

選定した分野・項目は以下のとおりです。

分野	大項目	小項目	国(県)の評価			選定理由
			重大性	緊急性	確信度	
農業・水産業	農業	水稻	○	○	○	(1)
		野菜等	◇	○	△	(2)
		果樹	○	○	○	(1)
		病害虫	○	○	○	(1)
		農業生産基盤	○	○	○	(1)
	水産業	増養殖業等	○	○	△	(2)
水環境・水資源	水資源	水供給 (地表水)	○	○	○	(1)
自然生態系	陸域生態系	野生鳥獣の影響	○	○	□	(2)
	その他	生物多様性	○	○	○	(1)
自然災害・沿岸域	河川	洪水・内水	○	○	○	(1)
	沿岸	高潮・高波	○	○	○	(1)
	山地	土石流・地すべり等	○	○	○	(1)
健康	暑熱	熱中症等	○	○	○	(1)
産業・経済活動	観光業	生物季節・暑熱	◇	○	○	(2)

【重大性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる

【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い

【確信度】○：高い △：中程度 □：低い

●分野別の影響と主な適応策の方向性

本項目では、三重県の「三重県地球温暖化対策総合計画」において示された気候変動の影響と将来予測および伊勢市で現在確認されている気候変動の影響について整理し、気候変動の影響に適応するための主な取組の方向性を示しています。

農業・水産業

●農業（水稻）

【これまでの影響と将来予測される影響】

近年、夏期の高温の影響を受け、コメの品質低下が起きています。

三重県では、将来、田植えの時期を変更するとコメの収量は増加するものの、高温によるコメの品質低下は避けられない場合があるという予測があります。

【三重県の適応策】

高温によるコメの品質低下への対策として、耐暑肥^{※1}の施用などや高温登熟性^{※2}に優れる品種「三重23号」、「なついろう」の普及を進めます。

水資源の減少に対する取組として、畑作物の計画的な導入を進めます。

※1 暑さ対策として肥料を追加すること。

※2 高温条件下でも米の外観品質が低下しにくい性質のこと。

【伊勢市の適応策】

- ・気候変動に適応した品種及び生産技術等の開発普及についての情報収集を行うとともに、県等と協力して市民等への周知を図ります。

●農業（野菜等）

【これまでの影響と将来予測される影響】

三重県では、収穫期の異常な前進（キャベツやブロッコリー、ハクサイ、イチゴなど）と、イチゴにおいては、炭疽病（たんそびょう）等による生育不良や果実品質の低下が報告されています。

【三重県の適応策】

イチゴについては、高温でも花芽分化への影響を受けにくい早生性で、かつ炭疽病に対する抵抗性が高い「かおり野」の普及を進めるとともに、さらに炭疽病の被害を軽減できる種子繁殖型品種の開発を進めます。

【伊勢市の適応策】

- ・気候変動に適応した品種及び生産技術等の開発普及についての情報収集を行うとともに、県等と協力して市民等への周知を図ります。

●農業（果樹）

【これまでの影響と将来予測される影響】

三重県では、ナシで発芽不良、力キで着色不良、うんしゅうみかんで着色不良・浮皮・果実の日焼けへの影響が報告されています。将来に生じる三重県への影響については、うんしゅうみかんの栽培適地が変化するという予測があります。

【三重県の適応策】

ナシの発芽不良対策として、発芽促進剤の散布や元肥^{※1}の施用時期を変更し、春先に化成肥料散布の実施を進めます。力キの着色不良対策として、環状剥皮^{※2}の実施を進めます。うんしゅうみかんの日焼け対策として、伸縮性のある果実袋の被覆、炭酸カルシウム剤の散布及びマイクロスプリンクラーによるミストかん水、浮皮対策として有効な植物生育調整剤などの活用を進めます。

※1 落葉果樹では、春先の生長のために養分を補う肥料のこと。

※2 幹や枝の樹皮を、環状に剥ぐこと。

【伊勢市の適応策】

- ・気候変動に適応した品種及び生産技術等の開発普及についての情報収集を行うとともに、県等と協力して市民等への周知を図ります。

●農業（病害虫）

【これまでの影響と将来予測される影響】

近年の暖冬等の影響により、国内では、ミナミアオカメムシやスクミリンゴガイの越冬可能な地域が広がり、分布域が徐々に拡大しています。

県内でも、ミナミアオカメムシによる大豆への食害被害や、スクミリンゴガイによる水稻への食害被害が確認されており、今後も越冬個体数の増加や分布域の拡大により被害が拡大することが予測されています。

【三重県の適応策】

斑点米カメムシ類の増加対策として、薬剤防除や畦畔管理、発生状況調査に基づく情報発信を行います。

【伊勢市の適応策】

- ・ミナミアオカメムシやスクミリンゴガイ等の病害虫の防除対策について、県等と連携して情報収集・情報発信を行います。

●農業（農業生産基盤）

【これまでの影響と将来予測される影響】

農業生産基盤に影響を与える降水量については、年降水量が多い年と少ない年を繰り返している一方で、集中豪雨が増加しています。

三重県でも農地・農業用施設で台風・豪雨などによる被害を受けています。

また、高温による水稻の品質低下などへの対応として田植え時期や用水時期の変更など水資源の利用方法にも影響が生じています。

将来に生じる影響については、集中豪雨の増加による湛水被害、渇水による農業用水の取水への影響などの増大が予測されています。

【三重県の適応策】

農村における安全で安心な暮らしを守るために、防災重点ため池の豪雨・耐震化対策を計画的かつ早急に進めるとともに、耐震調査やハザードマップを活用した防災訓練等の促進や適正な維持管理に努めます。

集中豪雨等による農業・農村の被害を防止するため、標準耐用年数を超過した排水機場等の老朽化対策として、早急なハード整備を行うとともに、管理体制の強化を図ります。

【伊勢市の適応策】

- ・県と連携して農業用パイプラインの更新整備及び給水栓整備を推進します。
- ・農業用排水機場の老朽化対策（更新・修繕）を進めます。

●水産業（増養殖業等）

【これまでの影響と将来予測される影響】

養殖ノリの種付け時期の遅れ、赤潮の長期化や有毒プランクトンによる貝類の毒化などが起きています。

三重県では伊勢湾の表層水温の上昇により、黒ノリ養殖の期間が短縮しています。

【三重県の適応策】

気候変動に対応した育種による藻類（ノリ類）の品種改良、新たな品種に適した養殖技術の普及に向けた支援に取り組みます。

【伊勢市の適応策】

- ・漁協が実施する水産資源の維持・増大を目的とした種苗放流等の取組に対する支援を行います。

水環境・水資源

●水資源（水供給：地表水）

【これまでの影響と将来予測される影響】

集中豪雨や大雨が増加している一方、年降水量の変動が大きくなっています。無降水、少雨が続くことなどにより、取水が制限されるような渇水被害が国内で生じています。将来に生じる影響については、北日本と中部山地以外では近未来（2015-2039年）から渇水の深刻化が予測されています。

三重県では、たびたび渇水が発生していますが、1994年夏に発生したような異常渇水は、その後発生していません。

【三重県の適応策】

水の安定供給に向けて、既存水源の安定的な確保に取り組みます。また、水の有効利用や節水への取組を促進するため、水の貴重さや重要性について関心を高め、理解を深めるための啓発活動を実施します。

【伊勢市の適応策】

- ・水資源の重要性について理解を深めてもらうため、市民等に対する意識啓発活動を実施します。
- ・伊勢市ではこれまで渇水は発生していないが、有事に応急給水活動が迅速かつ円滑に行えるよう、応急給水体制を整備します。

自然生態系

●陸域生態系（野生鳥獣の影響）

【これまでの影響と将来予測される影響】

国内では、野生鳥獣の分布拡大によって、農作物、造林木や水産資源等への被害などの影響が報告されています。将来に生じる影響については、気候変動による積雪量の減少等により、ニホンジカの生息地が増加すると予測されています。

伊勢市でも、国内と同様に野生鳥獣による農業・林業・水産業への被害が発生しています。

【三重県の適応策】

鳥獣保護管理法に基づき鳥獣保護管理事業計画を定めています。特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく適切な生息数管理を、生息数のモニタリングと合わせて実施します。

農林水産業への野生鳥獣被害の防止を図るため、侵入防止柵の整備や適切な捕獲の実施など、獣害につよい地域づくりを進めます。

【伊勢市の適応策】

- ・野生鳥獣との共存と被害低減のため、侵入防止柵整備への支援や、適切な捕獲、生息調査の実施など、獣害に強い地域づくりを推進します。

●その他（生物多様性）

【これまでの影響と将来予測される影響】

国内では気温上昇や融雪時期の早期化などにより植生分布等の変化が高山帯・亜高山帯で起きています。自然林・二次林では、落葉広葉樹から常緑広葉樹に置き換わった可能性が高いとされる地域があります。

将来に生じる影響については、高山帯・亜高山帯では植生の衰退や分布の変化が現在と比べて進行し、暖温帯林の分布域が拡大すると予測されています。河川や湿原の生態系では水温上昇や乾燥化による影響を受けると予測されています。

三重県では、海水温の上昇による海藻類の枯死や、アイゴなどの植食性魚類の摂食行動の活性化と分布域の拡大により、藻場が減少しています。

【三重県の適応策】

三重県は、生物多様性の保全に向けて、県内の希少野生動植物の生育状況等の把握と保全に向けた取組を進めており、絶滅のおそれのある動植物の中で、気候変動により特に保護する必要が生じる動植物種については、三重県自然環境保全条例に基づき、希少野生動植物種に指定する等、希少野生動植物の保全を進めています。

【伊勢市の適応策】

- ・優れた自然環境の保全や生態系の維持回復を図るため、自然保護を推進します。
- ・生物生息状況を調査し、継続的にモニタリングすることで、気候変動の影響を把握します。
- ・生物多様性の保全に関する情報提供を行います。
- ・植物・生物に配慮した環境保全型ブロックを使用し、早期植生の復元を図ります。

コラム

㉗ 三重県指定希少野生動植物種とは

三重県では、絶滅のおそれのある動植物種のうち、特に保護する必要がある種であって、指定基準に該当する種を三重県指定希少野生動植物種として指定しています。

例えば、サシバ、ネコギギ、マメナシなどが指定されており、種ごとに保護に関する指針が示されています。

また、指定された生き物の、生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷をしようとする者は、30日前までに、知事に届出が必要です。

<指定基準>

- 1 最近十年間で 50%以上の個体数の減少があったと推定される種
- 2 生息・生育地面積が 50 平方キロメートル未満で、生息地等が 5 地点以下である種
- 3 成熟個体数が 250 未満であると推定される種

など

詳細は、三重県自然環境保全条例施行規則第 19 条をご覧下さい。

指定されている
生き物を確認



(三重県ホームページ)

三重県指定希少野生動植物種

検索

出典：三重県ホームページ

自然災害・沿岸域

●河川（洪水・内水）

【これまでの影響と将来予測される影響】

集中豪雨や総雨量が数百mmから千mmを超えるような大雨による大規模な水害が全国各地で発生しています。将来生じる影響については、堤防や洪水調節施設などの能力を上回る水害が現在よりも頻発し、さらに施設の能力を大幅に超える極めて大規模な水害が起きることも懸念されています。

三重県では台風が三重県の近傍を通過したときに、時間降水量50mm以上の年間回数が多くなっています。

【三重県の適応策】

水害を軽減するための対策をあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水プロジェクトを進めます。

大規模災害による洪水への備えとして、水門・排水機場の施設機能を確保するための対策を行います。

市民の適切な避難行動につなげる取組として、三重県が提供する、「防災みえ.jp」のホームページやメール・SNSの周知・活用を推進します。

【伊勢市の適応策】

- 市街地の雨水を速やかに流下させ、また、低地の浸水対策や高潮時の安全を確保するための排水施設を整備します。
- 河川への雨水流出を少なくするための流出抑制対策を促進します。
- ポンプ場等の長寿命化、改築更新等を実施します。
- 河川・排水路の堆積土砂を撤去します。
- 洪水等による浸水被害軽減対策を推進します。
- 河川等に設置した危機管理型水位計の観測結果や河川監視カメラによる水位状況を活用し、避難行動につなげます。
- 洪水ハザードマップを周知啓発し、迅速な避難行動を促進します。

●沿岸（高潮・高波）

【これまでの影響と将来予測される影響】

海面は1986年～2005年平均を基準として、2081年～2100年平均の世界平均海面水位が30cm～110cm上昇し、高潮のリスクが増大すると予測されています。

また、強い台風の増加などによって高波のリスクが増大すると予測されています。このため、高潮などによる浸水被害の拡大や、高波や高潮偏差の増大による港湾及び漁港防波堤などへの被害などが予測されています。

将来生じる三重県への影響としては、海面上昇によって三重県の砂浜は全て消失するケースがあるという予測があります。

【三重県の適応策】

高潮、高波による被害を軽減するため、海岸堤防などの嵩上げ、人工リーフの設置などの対策を図ります。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図ります。

【伊勢市の適応策】

- ・高潮ハザードマップを周知啓発し、迅速な避難行動を促進します。

●山地（土石流・地すべり等）

【これまでの影響と将来予測される影響】

近年、大規模な土砂災害が全国各地で頻発し、甚大な被害が発生しています。将来生じる影響として、集中豪雨や大雨の増加により、土砂災害の発生頻度が増加するほか、突発的で局所的な大雨に伴う警戒避難のための時間が短い土砂災害の増加や、台風などによる記録的大雨に伴う深層崩壊の増加が予測されています。

将来生じる三重県への影響として、山地部を中心に雨による斜面崩壊のリスクが高まるという予測があります。

【三重県の適応策】

山地災害の復旧とともに、山地災害危険地対策や保安林の整備による山地災害の未然防止に取り組みます。あわせて、山地災害危険地区に係る情報提供を行います。

【伊勢市の適応策】

- ・森林経営管理制度により、維持管理ができていない森林に対する間伐を実施します。
- ・土砂災害ハザードマップを周知啓発し、迅速な避難行動を促進します。

健康

●暑熱（熱中症等）

【これまでの影響と将来予測される影響】

年によってばらつきはあるものの、熱中症による搬送者数が全国で増加する傾向にあります。三重県においても、2010年以降、年間の熱中症による搬送者数が増加傾向にあり、特に2018年以降は、搬送者数が1,000名を超える年が多くなっています。

将来生じる三重県への影響については、厳しい温室効果ガスの排出削減努力を行わない場合、1981年～2000年と比べて2081年～2100年には1.5倍～7.9倍、搬送者数が増加すると予測されています。

【三重県の適応策】

インターネットやテレビ、ラジオを利用した注意喚起を行うとともに、「熱中症警戒アラート」を活用した啓発活動を行うなど、幅広い世代への熱中症対策の推進に努めます。また、市町及び保健所、県庁関係課等を含む関係機関に対して、環境省や厚生労働省が作成したリーフレット等の啓発資料を送付するとともに、県民の健康の維持・増進を図るための取組に係る包括協定を締結している企業とも連携を図り、対策の推進に努めます。

【伊勢市の適応策】

- ・ホームページ等を活用し、熱中症注意情報を提供します。
- ・熱中症の症状や応急手当、予防方法等の周知啓発を行います。
- ・市民・観光客等が一時的に涼める場所（クーリングシェルター等）の指定を広げます。
- ・教育施設・運動施設等への空調設備の設置を進めます。
- ・緑陰効果が期待できる公園・沿道空間における樹木の適正管理に努めます。
- ・熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、防災行政無線やホームページ等、さまざまな媒体により迅速な周知を行います。

コラム

㉙ 熱中症は予防が大切！

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウム）の減少や、血液の流れが滞るなどして体温が上昇し重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発生する障害の総称です。

一人ひとりが熱中症について知識を持ち、行動することで、防ぐことができます。

特に高齢者、子ども、持病のある方、障がい者等は熱中症のリスクが高いため、気を配り、声をかけましょう。

熱中症予防の
ポイントを確認



(伊勢市ホームページ)

伊勢市 熱中症予防

検索



●産業・経済活動

●観光業（生物季節・暑熱・自然災害）

【これまでの影響と将来予測される影響】

温暖化による影響として、観光客の来訪時期の変化や、自然災害時における観光客への影響が懸念されています。

【三重県の適応策】

観光分野の主体的な取組を促すため、観光関係者に向けた観光防災の先進的な取組事例の共有や観光防災セミナーを実施します。

【伊勢市の適応策】

- ・内宮周辺をモデル地区とし、観光危機管理の視点から観光客を安全・安心に受け入れる対策について、地域と連携して取り組みます。
- ・観光地における暑熱対策について、地域と連携して取り組みます。

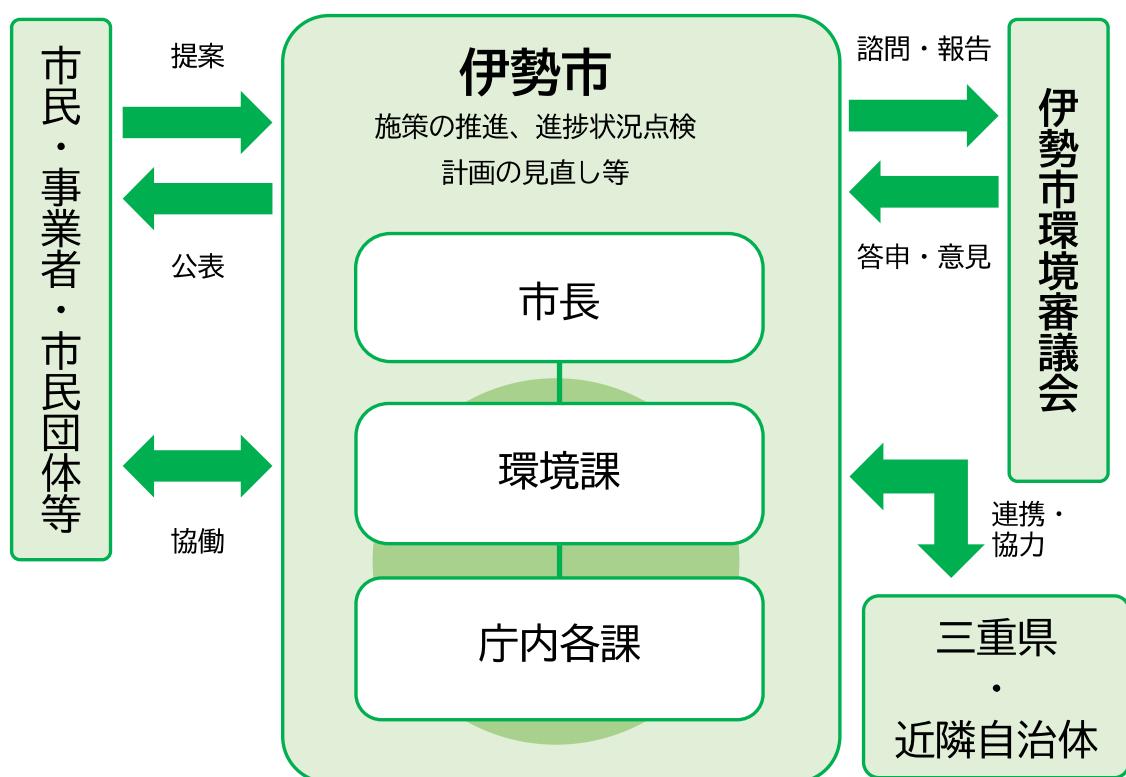
第6章 計画の推進管理

(1) 計画の進行管理体制

本計画は、市民・事業者・行政による取組のもとで推進します。あらゆる主体と協働して施策を推進するために、各組織との連携強化を図ります。

計画の進捗状況の評価は、第三者による客観性が求められるため、伊勢市環境審議会において各年度の取組状況を報告し、その内容について審議・評価を受けます。評価結果を次年度以降の施策に反映し、効果的かつ効率的な施策の展開を図ります。

また、環境問題の中には本市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて三重県や近隣自治体と連携した取組を進めます。



(2) 進行管理の手法

本計画の推進においては、PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間のPDCAと、②事業の進行管理に係る毎年度のPDCAから成る2種類のPDCAサイクルを運用します。前者のPDCAサイクルについては、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

2019年度



第3期伊勢市環境基本計画の策定



2020年度～2029年度



市民、事業者、行政による環境配慮行動の実践



取組状況の点検・評価

毎年度

※実施結果は一般に広く公表



事業計画の立案



事業の実施



実施結果（前年度）の点検・評価



事業計画（翌年度）の改善

2024年度



計画の中間見直し



2029年度（予定）



次期計画の策定

おでかけ支援事業について

バスを利用した外出が困難な人のニーズにも対応するため、令和5年度からは、バスだけでなくタクシーでも利用できる共通券（おでかけ乗車券）による助成を実施している。

令和7年度からは、さらなる利用拡大に向けた取組を行い、高齢者や障がいのある人への外出支援を推進していく。

1 利用拡大に向けた取組

(1) タクシー利用助成の拡充

1乗車当たりの利用上限を現行の300円から500円へ拡充したい。

(2) 交付申請手続きのオンライン化

おでかけ乗車券の交付申請手続きについて、紙での申請に加え、オンライン申請にも対応することで、申請手続きの簡素化を図りたい。

2 今後の予定

令和6年11月19日 教育民生委員協議会

令和6年12月 補正予算（債務負担行為）案 提出

令和7年1月上旬 令和7年度おでかけ乗車券交付申請受付開始

令和7年3月中旬 令和7年度おでかけ乗車券交付

（参考）おでかけ乗車券の利用実績

令和5年度

	バス		タクシー		計	
	利用枚数	利用率	利用枚数	利用率	利用枚数	利用率
上半期	70,982	11.3%	19,419	3.1%	90,401	14.4%
年度計	132,484	20.3%	35,582	5.4%	168,066	25.7%

令和6年度

	バス		タクシー		計	
	利用枚数	利用率	利用枚数	利用率	利用枚数	利用率
上半期	67,253	13.2%	26,529	5.2%	93,782	18.4%

教育民生委員協議会資料 3
令和 6 年 11 月 19 日
担当：小俣総合支所生活福祉課

伊勢市離宮の湯の指定管理者について

1 対象施設

(1) 名 称	伊勢市離宮の湯
(2) 所 在 地	伊勢市小俣町元町 536 番地
(3) 主要施設	浴場、サウナ付内湯、浴場休憩室、和室

2 指定管理期間の変更

予定 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（1 年間）

現行 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 変更理由

次期指定管理について、公募にて募集を行ったが応募がなかったため、令和 7 年度については、住民サービスへの影響を勘案し、管理運営についてのノウハウがあることなどから、指定管理者制度を導入した平成 19 年度から現在まで継続して指定管理者であるイオンディライト（株）に、1 年間の指定管理者を指定することとする。

4 指定管理者

団 体 名 イオンディライト株式会社 東海支社 三重支店
代 表 者 支店長 小嶺 公芳
所 在 地 三重県津市桜橋 2 丁目 34 番地 1

5 指定管理の状況

（1）指定管理料 67,464 千円（令和 2 年度～6 年度）

（2）年間利用者数 令和 5 年度 45,639 人

令和 4 年度 38,909 人

小学校・保育施設等におけるフッ化物洗口事業の取組状況について

小学校・保育施設等におけるフッ化物洗口事業について、「三重県フッ化物洗口推進事業」の採択を受け、次のとおり進めることとしたい。

1 これまでの取組状況と今後の予定

- 令和6年8月30日 三重県フッ化物洗口推進事業に採択される
9月11日 三重県歯科医師会による説明会を受講
(伊勢地区歯科医師会、実施施設、担当課)
10月11日 伊勢地区歯科医師会、実施施設、担当課による打合せ
10月30日 フッ化物洗口事業実施マニュアルの作成
10～12月 実施施設の職員研修会、保護者説明会の開催
- 7年1月 水によるうがい練習・実施施設での指導
2月 フッ化物洗口を開始

2 実施について

(1) 小学校

令和6年度から令和8年度にかけて、全22校で開始。

※令和6年度開始 3校（修道小・北浜小・上野小）

7年度開始
8年度開始] 19校

※各校における進め方

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
初年度	●(開始)					
2年目	●(開始)	➡				
3年目	●(開始)	➡				
4年目	●(開始)	➡	➡			
5年目	●(開始)	➡	➡	➡		
6年目	●(開始)	➡	➡	➡	➡	➡

(2) 保育施設

令和6年度から令和7年度にかけて、公立全11施設で開始。

※令和6年度開始 6施設 [幼稚園：小俣・明野]

[保育所：明倫・きらら館・ふたみ・しらとり園]

7年度開始 5施設 [保育所：浜郷・ゆりかご園・御園第一・御園第二]

[認定こども園：しごうこども園]

※各施設における進め方

	年中児	年長児
初年度	●(開始)	
2年目	●(開始)	➡

(3) 「三重県フッ化物洗口推進事業」による支援について

- ・開始初年度 歯科医師による研修会・保護者説明会の開催、実施指導、洗口剤の提供
- ・2～4年目 洗口剤の提供

(4) 市の経費

洗口剤購入費（5年目以降）、消耗品費等

伊勢市子ども読書支援プロジェクトについて

1 経緯

第4次伊勢市子ども読書活動推進計画（R5～R9）を実現する上で、子どもの読書環境の充実と読書活動の活性化が重要となっています。このことから「公共図書館と学校図書館の連携強化」に視点を置き、伊勢市子ども読書活動推進会議や関係機関等において議論を重ね、令和6年度から『子ども読書支援プロジェクト』を開始しています。

2 子ども読書支援プロジェクトの内容

（1）専門人材の配置

- ・学校司書及び子ども読書支援センター司書として、勤務経験がある専門人材を、子ども読書活性化担当の任期付き正規職員として配置
- ・学校現場とのパイプ役として教員OBを推進員として配置

（2）子ども読書支援プロジェクト実証事業

- ・市内3小学校をモデル校に指定し、現在、週1日程度配置している学校図書館スタッフを週3日の配置にして、学校図書館の3機能（読書センター、学習センター、情報センター）の向上を図る。
- ・学校図書館における管理運営等に関する各種基準の検証

（3）その他の取組

（ア）学習資料等の配達（新規）

- ・公共図書館で所蔵する学習資料等の配達
- （イ）電子図書館（拡充事業）
- ・コンテンツ拡充（R5年度300冊 ⇒ R6年度1,028冊）
- （ウ）ブックスタート事業（既存事業）
- ・図書館等において、赤ちゃんと保護者へ読み聞かせをして、絵本の楽しさを体験してもらい、ブックスタートパックを手渡す。

3 今後の方向性と取組

子ども読書支援プロジェクト実証の結果を受けて、学校司書の配置日数や蔵書規模のあり方を検討し、公共図書館等との連携による継続的な子ども読書支援を実施する。